

令和3年第6回府中町議会定例会

会議録(第3号)

1. 開 会 年 月 日 令和3年12月17日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和3年12月21日(火)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員(16名)

議長	益 田 芳 子 君	副議長	西 山 優 君
1 番	川 上 翔 一 郎 君	2 番	宮 本 彰 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	8 番	二 見 伸 吾 君
9 番	梶 川 三 樹 夫 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
14 番	齋 藤 昇 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員(2名)

4 番	狩 野 雄 二 君	13 番	三 宅 健 治 君
-----	-----------	------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

3 町長報告

・報告第16号 専決処分の報告について

4 第58号議案 令和3年度府中町一般会計補正予算(第8号)

5 議員提出第5号議案

義務教育の発展に向けてICT専門員による学習活動支援策充実を求める意見書

6 議員提出第6号議案

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤	信治	君							
副町	長	齋藤	哲也	君							
教	育	長	新田	憲章	君						
総務	企画	部	長	増田	康洋	君					
財	務	部	長	胡子	幸穂	君					
福祉	保健	部	長	山西	仁子	君					
町民	生活	部	長	金光	一隆	君					
建	設	部	長	井上	貴文	君					
教	育	部	長	榎並	隆浩	君					
総務	企画	部	次長	兼	総務	課	長	森本	雅生	君	
福祉	保健	部	次長	兼	福祉	課	長	長西	弘子	君	
町民	生活	部	次長	兼	自治	振興	課	長	谷口	充寿	君
子	育	て	支	援	課	長	金本	智巳	君		
健	康	推	進	課	長	塩月	久美子	君			
高	齢	介	護	課	長	宮脇	理恵	君			
環	境	課	長	小路	和司	君					
下	水	道	課	長	原田	司	君				
都	市	整	備	課	長	磯	亀	智	君		
維	持	管	理	課	長	谷口	洋二	君			

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。

よって、令和3年第6回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、18番木田議員、1番川上議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第2、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第5項、府中町の健康づくり事業について、9番梶川議員の質問を行います。

9番梶川議員。

○9番(梶川三樹夫君) 皆さん、おはようございます。コロナ禍で家に籠もる時間が多い中で、健康づくりということが非常に重要なことだと思っております。そこで質問したいと思います。

質問事項です。府中町の健康づくり事業についてを質問いたします。

コロナ禍で家に籠もる時間が増えている今、町民の健康づくり事業は重要なものだと思います。健康づくりの推進により、健康長寿の社会や疾病予防の環境づくり及びその普及啓発に取り組むとともに、地域ぐるみで支え合う仕組みを築くなど、連携の輪を広げていくことが今こそ大切だと感じております。

現在、府中町で取り組んでいる以下の事業について、その成果と評価をお尋ねいたします。

1つ、府中町健康マイレージ制度について。

2、高齢者いきいき活動ポイント制度について。

この2点についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） おはようございます。福祉保健部長です。9番梶川議員の一般質問、府中町の健康づくり事業についてに答弁いたします。

現在、府中町の健康づくり事業の推進については、平成31年3月に策定しました第2次府中町健康増進計画・食育推進計画（改定版）に基づき、食育の推進、運動等による健康づくりの推進、心の健康づくりの推進など、各種施策を実施しているところです。

議員御指摘の通り、健康づくりの推進により、健康長寿の社会や疾病予防の環境づくり、地域で支え合う仕組みづくりなど、連携の輪を広げていくことは大切だと感じており、町内の健康づくりに関係する各種団体、企業、保健医療関係者、教育関係者、住民グループ、行政により、朝パッ君ネットワークという推進体制を組織して協働により進めているところです。

御質問の1点目、府中町健康マイレージ制度についてですが、府中町健康マイレージ制度は、健康意識の向上と健康的な生活習慣の定着を促し、生き生きと健康な生活を送るためにみんなで支え合うまちづくりを目的として、平成26年度から実施しております。現在は、3歳以上65歳未満の町内在住・在園・在勤・在学の人とその家族が対象で、参加者のチャレンジ目標及び健康づくりの目標が達成されるたびにポイントがたまり、そのポイントが地域の子どもたちのために活用され、集まったポイントを、未来を担う子どもたちへ還元することで、好循環の健康づくりを目指しております。

各年度の実績についてですが、延べ参加人数は、平成26年度、6,800人、平成27年度、9,877人、平成28年度、1万3,948人、平成29年度、1万7,319人、平成30年度、1万8,000人、令和元年度、1万7,795人、令和2年度、1万6,425人、令和3年度、1万8,779人となっております。多少の増減はありますが、延べ参加人数は伸びており、多くの方に参加いただいている事業となっております。

「生活の中に無理なく健康づくりを」という視点で考え、例えば、毎日1万歩歩く、野菜を3食必ず食べるなど、自分で目標を設定することができ、自分の空いた時間にいつでも行え、働いている人も子育て中の人も取り組める仕組みとしております。

年齢ごとの健康課題もある中で、3歳から64歳までの幅広い事業として、事業開始から8年間進めてまいりましたが、今後は、年代ごとに健康目標を定めるなど、効果的な健康づくりができるように、制度の見直しをしていく予定でございます。

続いて、2点目、高齢者いきいき活動ポイント制度についてですが、府中町高齢者いきいき活動ポイント事業は、高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつける上でのきっかけづくりとして、介護予防・健康増進に資する活動や地域のボランティア活動の実施に基づく支援を行うことにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくりを推進することを目的として、昨年、令和2年9月から開始いたしました。平成29年9月から事業を実施している広島市と同じ制度設計としており、当町の事業開始に合わせて、双方の対象者に対して、相互にポイントを付与する仕組みとしております。府中町と広島市間で住民異動があった場合でも、交付されている手帳を使用して、引き続き活動を続けることができます。

対象者は、各年度9月1日現在、府中町に住所を有する65歳以上の方で、対象者数は、令和2年度が1万2,837人、令和3年度が1万2,954人となっております。

活動期間ですが、各年度とも9月1日から翌年の8月31日までの1年間の活動となるため、現在実績が出ているのは、令和2年度に実施したものになります。

奨励金支給状況については、令和3年11月末までにお支払いした人数は、2,733人で、事業参加率は、21.3%。支給総額は2,119万1,500円となっております。

参加者の内訳は、男性が1,061人、女性が1,672人と女性の参加者が多くなっております。年代別に見ると、70歳から74歳の参加者が820人で、他の年代に比べて多くなっております。

参加率につきましては、事業目標を30%としております。令和4年3月31日まで、手帳の提出を受け付けておりますので、参加率はもう少し上がるものと見込んでおります。

また、参加者は、要介護認定を受けていない方が、全体の95%を占めておりますが、認定を受けている方も116人おられ、その中には、100歳の女性の方2名も含まれており、老人クラブや認知症オレンジサロンで活動をされておりました。

活動内容につきましては、参加者2,733人のうち、健康づくり・介護予防活動

に参加された方は95%と多く、ボランティア活動に参加された方は41%、健診・がん検診を受診された方は33%でした。

参加者の声をお聞きする機会として、ポイント手帳提出時に簡単なアンケートを行っています。奨励金の支給を完了した2,733人にお尋ねした結果、有効回答率は61.7%でした。健康状態、外出頻度等についてお聞きしました。

健康状態は、とてもよくなった・よくなったと回答した人が、56.6%で、変わらないと回答した人より多く、外出頻度は、とても増えた・増えたと回答した人が54.1%で、変わらないと回答した人より多い結果となりました。

性別で比較してみると、男性のほうが、女性と比べて、健康状態と外出頻度において、とてもよくなった・よくなったあるいはとても増えた・増えたと回答した割合が高い傾向にあります。

また、75歳以上の後期高齢者の方が、前期高齢者と比べて、健康状態と外出頻度において、とてもよくなった・よくなった、とても増えた・増えたと回答した割合が高くなっております。

まだ1年分の実績しかなく、事業成果を検証するほどのデータはありませんが、今後も毎年、アンケートを継続的に実施し、3年程度の事業データが集まったところで、医療や介護情報と併せて、ポイント事業参加による医療費や介護費の低減効果（費用対効果）を検証していく予定です。

なお、活動団体数は、11月24日現在で620団体。事業スタート時点の団体数は344団体でしたので、1年余りで約1.8倍に増えております。

また、今後は、活動団体やポイント事業に参加されていない方へのアンケートも実施するなど、幅広く意見をお聞きし、事業を連携する広島市などと、事業の改善・見直し等についても、しっかりと協議してまいります。

64歳までの健康マイレージ制度と、65歳以上の高齢者いきいき活動ポイント事業とを組み合わせ、町民全体の健康づくり事業を充実させていけるよう、健康マイレージ制度の見直しについても検討してまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 御答弁ありがとうございました。

何点か質問したいと思います。

まず、健康づくり事業の推進では、第2次府中町健康増進計画・食育推進計画に基づき、食育の推進、運動等による健康づくりの推進、心の健康づくりの推進など、各種施策を実施しているということではありますが、具体的にはどんなことがあるのか答えていただきたいと思います。

そして、朝パッ君ネットワークの組織ですけれども、町内の健康づくりに関係する各種団体また住民グループなどとありましたけれども、これ何団体ぐらいあるのかを聞かせていただきたいと思います。

そしてもう一つ、健康マイレージ制度、8年間ですかね、進めてこられて、今後は年代ごとに健康目標を定めるなど、効果的な健康づくりができるよう制度の見直しをしていくというふうにあったのですが、現段階ではその制度の見直し、考えられていることがあれば教えていただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。

梶川議員の2回目の御質問、1点目、食育の推進、運動等による健康づくりの推進、心の健康づくりの推進は具体的にどのようなことをしていますかという御質問と、2点目の朝パッ君ネットワークには具体的には何団体あるのですかという御質問に私から答弁させていただきます。

1点目、第2次府中町健康増進計画・食育推進計画の中の3つの基本目標でもあります食育の推進、運動等による健康づくりの推進、心の健康づくりの推進の具体的な事業について、まず、食育の推進についてです。

現在、コロナ禍において十分な活動はできていませんが、これまでに町内各小学校でおむすび体験活動として、地域住民とともに府中町でできたお米を使って御飯を炊き、子どもたちがおにぎりを握って食べるという体験をしてもらったり、お好み体験班の活動として、保育園や公民館等で園児や児童にお好み焼きをつくって食べてもらうといったような活動を行ってきました。また、定期的に広報で家庭にある食材で簡単につくれるレシピの紹介等を行っております。

次に、運動等による健康づくりの推進についてです。

町の事業としましては、運動のきっかけをつくる、ふらっとウォーキング事業を行

っております。町内に子どもから高齢者まで各世代が運動する機会をつくり、健康増進、体力強化を図ることを目的としたふらっとウォーキングコースを整備しております。今年度は、このウォーキングコースを活用して、ファミリーウォーキング教室を開催する予定です。これまでにポールを使ったウォーキング講座を開催したほか、民間プールを活用した健康づくり事業等を行っております。また、各種健康診査や健診を実施し、健康に関心を持ち、生活習慣病を身近に感じてもらうよう取り組んでおります。

最後に、心の健康づくりの推進です。

これまでに年に2回住民を対象とした心の健康相談を開催し、専門の医師や保健師で相談を受けております。そのほか、地域の人たちのつながりやふれあい、生きがいや役割を持つことも大事だと考えており、内容は食育の推進と重複はしますが、公民館や小中学校等での活動により、地域住民の異世代間交流を図ることができました。

続いて、2点目の朝パッ君ネットワークには、具体的には何団体関わっていますかという御質問です。

朝パッ君ネットワークのグループ団体数ですが、令和3年3月末現在76団体となっております。内訳は、個人で活動されている方10名、保育所、認定こども園、幼稚園が12、地域団体が28、学校8、保健医療関係4、食品・農業関連4、行政10となります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

私からは3番目に御質問されました健康マイレージ制度の見直しについて御答弁させていただきます。

健康マイレージの見直しについて、まだ研究・検討している段階で、詳細は決まっておりますが、年代別の健康課題、例えば生活習慣病の予防改善など、そのようなものを整理し、その課題を解決できるような施策を提案していきたいというふうに考えております。また、獲得ポイントを現段階では地域の子どもたちへ還元するという形になっているんですけれども、それだけではなく、自分自身へも還元できる仕組みづくりができないかというところも研究しております。また、将来的には時代に合った、現在されているアプリなどの導入も視野に入れながらこれから見直し・検討につ

いて研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） ありがとうございます。今、最後に言われた自分への還元っていうのも視野に入れてというのがあって、高齢者いきいき活動ポイントにおいても自分に返ってくるのでみんな一生懸命やるわけですよ。自分がやったことが自分の小学校区に反映されたらそれはいいことだと思うんですけども、そういうこともまたどういう形でやるかというのは難しいと思うんですけど、検討していただきたいと思います。

最後にですね、たまったポイントが今言ったように地域の子どもたちのために活用されているわけですけども、具体的にどんなものがあるのか、簡単でいいですから答えていただきたいと思います。

そして、スタート時、この高齢者いきいきポイントは344団体が現在は620団体に増えているわけですけども、いろんな活動団体があると思うんですけども、特にどんな団体が多いのか教えていただきたいと思います。これからも64歳までの健康マイレージ制度と、65歳以上の高齢者いきいき活動ポイント事業を組み合わせアンケート調査により事業の費用対効果を検証しつつですね、町内全体の健康づくり事業を充実させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。

まず、健康マイレージ制度でたまりましたポイントの活用方法ですが、ポイントも小学校とか中学校、幼稚園、保育園等にポイント還元させていただいておるんですけども、その施設によって差が出てきてはいるんですけども、一応いろいろ活用させていただいている中では、絵本ですとかボールですとか、大縄、あと楽器の購入などもしていただいていたたり、あとは図書コーナーの改修とか改装とかそういったものにもポイントを使っていたいただいているところです。

以上です。

○議長（益田芳子君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（宮脇理恵君） 高齢介護課長です。

9番梶川議員の3回目の御質問、2点目にございました高齢者いきいき活動ポイント事業の活動団体について、こういった活動をしている団体が多いかということについて答弁いたします。

高齢者いきいき活動ポイント事業の活動団体ですが、11月24日現在、登録数620団体、こちらの内訳は、一般団体が567、医療機関が46、行政が7となっております。そのうち、一般団体の活動内容ですけれども、町内全域において健康づくりや地域の支え手となるボランティア活動など様々な活動を行っておられます。主には町内会や老人クラブ単位での清掃や見守り活動など、ほか、公民館や福寿館、公園など公共施設を拠点に、卓球や体操、グラウンドゴルフといったスポーツ活動、また音楽など文化活動、またコロナ禍ということもございまして、屋外でまた御近所でも行えるウォーキングを行う団体が多く見られます。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 以上で、第5項、府中町の健康づくり事業について、9番梶川議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第6項、永田池の廃止について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。よろしくお願いいたします。

永田池の廃止についてであります。

府中町内で最大のため池、永田池、例の八幡の新幹線の府中トンネルのすぐ真下のところの池ですけれども、農業に使われなくなった不要なものであり、災害の対策だとして廃止、埋立ての対象とされております。元は令和2年度の予算でやる予定でしたが、住民説明会とか水質調査などもあって本年度に繰り越された上で、さらに本年度の工事は見送りということであります。来年度改めて予算要求の方針でこの埋立てをやるんだと聞いておりますけれども、一方でこの池はですね、町の住宅街では唯一の池とっていい貴重な存在で、住民生活に潤いを与える、この池の存続求める声は強いものがあります。基本的に埋立てるよりも池を存続させて生かす工夫こそ図るべきではないでしょうか。そういう立場から、論点として4つ挙げさせていただき、お尋ねいたします。

まず、第1の質問は、池の堤が決壊する危険性があるのか。ほかの危険箇所に先ん

じて工事をしなければならぬほど切迫しているのかという点であります。ここが多くの住民の納得できない最大の理由なのであります。専門家もですね、決壊の可能性はほとんどなかろうとおっしゃる、あの池がですね、土木工学上、あるいは水理工学上決壊や越水、水が越えるんですね、そういう危険性が科学的にあるのでしょうかとこれをお尋ねいたします。

第2点はですね、水辺の活用による住民生活の豊かさ、これをどう評価するかであります。この空間が住民生活に潤いを与えることは誰しもが認めているところであります。農業用のため池としては価値はゼロですけども、今では親水公園ともいべき町民の貴重な自然の資本になっているわけであります。住宅地の中にあるから潰せではなくて、住宅地の中、都心にある池だからこそ残す意味が大きいというのではないのでしょうか。親水公園としての価値をですね、どう評価するのかお尋ねいたします。

それから第3の論点は、この廃止事業の予算についてであります。紆余曲折している経緯と今後の見通しであります。今後再び事業を進めるということですが、今はストップして考えるときじゃないでしょうか。県の補助を受けているということですけども、あるいは有利な起債を利用しているということですけども、その仕組みはいかなっているのでしょうか。借金とはいえですね、あとで交付税措置があるとはいえ、町も財政として負担せにゃいけんわけであります。その状況をお尋ねいたします。

それから第4点ですけども、これは将来廃止、あるいは存続した場合、ここの土地をどう利用していくかという展望を描くべきではないかということでもあります。今のままなら将来にわたって貴重な自然空間が残るわけですけども、住民説明会ではですね、町の説明は将来の利用は決まっていんだと、未定なんだと、何やるか分からんということでもあります。これだとひょっとしたら何か変なものが来やせんかと。払下げたら民間が何をつくるか、ここも住民不安の大きな原因になっているところであります。土地利用についてもお尋ねいたします。

以上、4点お尋ねいたします。具体的には再度お聞きすることになると思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） おはようございます。町民生活部長です。6番田中議員からの一般質問、永田池の廃止についてに答弁します。

異常気象による大雨などによる災害が頻発する中、全国的にため池の決壊が発生してきました。国が全国の自治体に警戒を促していた中、平成30年7月豪雨におきましては、各地のため池が決壊したため、国の政策として対策の強化が図られることとなりました。具体的には、利用されていないため池については、貯水機能を廃止するというものです。

広島県におきましても、平成30年の7月豪雨において、ため池の決壊による人家の被害が発生しており、広島県は全国で2番目にため池が多く存在し、また防災重点ため池につきましても、全国で広島県が一番多いということから、国の方針にのっとり、対策が進められており、町としましても地域住民の生命・財産を災害から保護することが一層求められているところです。これを踏まえ、町としても、永田池をはじめ町内の市街化区域に存在または隣接する利用されていない全てのため池について、廃止工事を進めているところです。

それでは、1つ目の御質問、住民説明会などで、決壊すると周辺地域に被害を及ぼすと説明するが、決壊の危険性はあるのか、その切迫性はどの程度かについてですが、当該永田池につきましても、防災重点ため池に指定をされております。防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池とされており、広島県のため池マップに永田池の決壊による浸水想定区域図が記載をされております。議員がおっしゃられる決壊の危険性、切迫性がどの程度ということではなく、決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれがあるため池として、防災対策が必要な防災重点ため池として指定をされているものです。

続きまして、2つ目の御質問、水辺の活用による住民生活の豊かさをどう評価するかについてですが、永田池は、住民ボランティアの方々により手入れをしていただいております。また、イベントを開催していただくなど、地域の皆様に親しまれてきた場所であり、地域の環境保全も大切であることは認識をしております。

しかしながら、住民の生命と安全を守ることを最優先であると考えております。浸水想定区域に含まれている町内会から早急に永田池の廃止工事を完成させ、地域の安心・安全を確保するよう要望書も頂いており、防災対策として池の機能を廃止する工事を進めさせていただくことに至りました。

続きまして、3つ目の御質問、廃止事業の予算の内容と国・県補助の条件、繰越しや未執行となった経緯について。来年度以降の見通しは、についてですが、本予算に

つきましては、御承知のとおり、県の補助となっております。国の補助は、貯水機能の廃止のみが対象となっており、永田池の廃止工事は、貯水機能の廃止とともに、湧水の処理を行い、表面に水がたまらないよう覆土により整地を行う計画とし、県補助金の交付を申請していたところでございます。

繰越しや未執行となった経緯につきましては、J Rとの協議、住民懇談会において要望のありました水質検査などに時間を要したことによるものです。

今後の工事の見通しについては、改めて県に対し補助金の要望・申請等について協議、調整を進め、令和4年度以降に工事を着手したいと考えております。

続きまして、4つ目の御質問、廃止あるいは存続後の土地利用について、展望は描けないか。開発を抑制し、潤いを確保する工夫は模索できないかについてですが、今回の工事は、住民の生命・財産を守る防災対策として、ため池の機能を廃止する工事のみを行うものですので、現時点で廃止後の土地利用については未定です。

町としましては、住民の生命・財産を守ることを最優先であると考え、永田池の機能廃止工事を行うこととしておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

6 番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中です。答弁ありがとうございました。

町の考えというのがよく分かるわけであります。危ないかもしれない。役に立たない、だから壊す。でもその先の展望はないという今のお立場がよく分かりました。

今からちょっと長くなるんですけども、お聞きください。

住民が納得しない最大の問題はやっぱり決壊するのかというところであります。今の御答弁でもありましたけれども、決壊の危険性、切迫性がどの程度というのではなくて、決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれがあるという説明であります。つまり、危険性がどの程度あるかは分からない。僕は、あるいはいろんな人から聞いてほとんどゼロに近いと思っているんですけども、決壊の危険性があるなしは問わずに、ハザードマップに載ってるから潰すということだろうと思います。

正しく恐れるということが災害やその他でいろいろ言われるわけですけども、ちょっとでも危ないかもしれない、あの真下、大地震が起きたらどうするんだ、火山があつた下から吹き上げたら水があふれるだろうみたいな極端な話にもなるわけですけども、

ゼロではなかったらとにかく潰すんだという考えでは住民は納得しないし、ほかの不都合をいろいろ引き起こすことになると思います。

この危険性のことについて改めて少し考えてみたいと思います。

県のハザードマップに書かれている浸水影響範囲、紫の斜線で記されているわけですが、ちょうど八幡一丁目から浜田本町のあたりにかけてがそれで描かれているわけですが、これは水があふれた場合にこの辺がつかりますよという印であります。水があふれるかどうか、その危険性を示したものではないわけですね。堤防が本当に頑丈なのかどうかとかそういうことは問わずに、もしあの水を全部あふれさせたらどうなるかということを描いているだけであります。これは今の御答弁からもそういう説明でありましたし、県のため池防災担当者にも尋ねてみたわけですが、そのとおりであると。実際の危険度合いを示すものではない、科学的に、あるいは土木構造として崩れやすいとか地盤が軟弱であるとか、そういうことは一切関係ないんだと。単にあふれたらこうなるよという浸水想定区域であります。

そもそもため池には2種類あるということであって、山の中腹にあるものを谷池っていうそうですね。平地に田んぼの中なんかにあるのは皿池、お皿の池というそうありますけども、先ほども御答弁で説明もありました、西日本豪雨のとき福山で決壊して下流の家が流れて女の子が亡くなったと。この事例は典型的な谷池ですね。山の上でせき止めて、それが崩れて事故になったと。平地の皿池はあふれにくいと。永田池は典型的な、こういう皿池に近い状態と言っていい状態なんではないでしょうか。安定している。

それから、永田池の堤防はですね、江戸時代に造られたときから大きく変わっている。頑丈になっているわけがあります。昭和27年の地形図と今とを比べるとよく分かるんですけども、池の南側にはもともとなかったところに、この4車線の県道がどんと来てしっかりガードしている。それからこっちの西側のことについては半分は陸地として埋立てて、しかも新幹線の橋脚の大きなコンクリートがずぼんと貫いている。実際に決壊する可能性のあるところいうたら、この黄色い点線で示したライオンズマンションと新幹線の間狭い場所になるわけですが、ここは堤の長さが15メートルぐらい、それに比べて堤の厚さのほうは20メートルぐらいあるということですね。だから堤自体は厚みのほうがあるという、非常に崩れにくいことになっているわけです。これはここに町道が昭和40年代か50年代頃造ったときアスファルトを敷

いて、さらに土を盛って、下流側にコンクリートの擁壁まで造っていると、ダムのような構造にしているわけでありませぬ。堤そのものもですな、今言ったように幅が二、三十メートルあって、高さは6メートル、底の幅は40メートルぐらいあるということで、大きな台形になっているわけでありませぬけども、分かりやすく言うと富士山ですな、横にずばっと腹切りにして、その下側がここにずでんとあるようなものではないでしょうか。富士山の上のほうのちょん切ったほうを堤防にすると崩れるかもしれんけど、下の安定したほう、しかも底が40メートルぐらい、高さが6メートル、上のは20メートルの幅があってアスファルトが敷いてあるということでありませぬ。崩れにくいということでありませぬ。

それから、御答弁にあった防災重点ため池ということですが、県内のため池は県のデータベースと見ると、約1万8,800か所あって、そのうちの6,800か所が防災重点です。重点とはいっているけれども、下に住宅がある、そういったものはほぼ全部網をかける形で防災重点だと、これをやっていこうというふうにしてあるわけですね。これも決して危ないところを防災重点にしているわけではなくて、全部チェックして、そのうち家があるからとか、町の中、そういうものを重点防災にしているわけです。構造上本当に危険かどうか、中にはこんながっちりしたものもあるよと。それも含めて防災重点としているわけでありませぬ。

府中の事業が採択されたことについてですが、ため池の廃止は県内各地でそういうふうに国・県の方針でやっていこうという計画の中で、あちこち本当に潰したいところもある。しかし、所有権などの権利関係が複雑ですな、1人だけじゃなかったり共同利用だったり、あるいはいろんな個人が所有していたりして、なかなか手をつけられないところが多い、これは県の担当者もおっしゃるわけですが、そういう中でこの永田池はですな、私有地がゼロ、所有者は県と町とJRの3者。しかも管理しているのは町。非常に手をつけやすいということでありませぬ。そういうことも背景にあって、この事業の採択にもつながっているわけでありませぬ。だから防災重点、危険というけども、実際に危険ではない、あるいは予算はつきやすい背景があったということ、そういう条件だったのではないのでしょうか。

それからすみません、長くなって申し訳ない。もう一つ越水です。堤防が決壊する可能性と越水、水が越える可能性についてであります。

大雨のとき、こっから水があふれるんじゃないかと、どっと周りから雨水が集まっ

てきてここに集中してあふれるんじゃないかという可能性ではありますが、これもここは永田池は可能性がない。なぜならこの県道を造ったときにこの脇に大きな溝を造って、周りの上から上流から流れてくる水は全部この県道横の溝を通して下の暗渠を抜けて八幡川に流れていくという構造になっているわけでありまして。だから何ぼ大雨が降ってもここには水が集まらないと。水がどぼっとあふれるという可能性はないということでありまして。

こうしたことを見て、実はあるゼネコンでダムの技術者だった方にも見てもらったんですけども、ここは決壊は考えられないねと一目見ておっしゃると。排水溝とか周りをチェックして、うん、これはあふれる可能性もないという。県の土木の技術者もですね、ため池担当とか西部農林にはちょっといろいろ尋ねに行きましたけれども、その担当者はさすがに口を濁すわけですけども、それ以外の技術の担当者はここを知ってる方は壊れませんよとおっしゃる。

浸水想定区域の先ほどの浜田本町の住民の方から、早急に池の廃止工事をという要望書が出ているとのことでありますけれども、これも県がハザードマップに、先ほど言ったように、あふれるとしたらここだよっていう地図を描いたがために、ああ、そうなんだと気がついて要望書を出されておるわけでありまして。ここはほんまはあふれんのかなということになるとですね、要望書は出たでしょうか。まさに正しく恐れるということがここでも大事なことではないかと思うわけでありまして。

それから、もう一つ住民が納得できない。あるいは我々も納得できないわけですが、大きな理由は、今年の6月になってマンションが建ち出したということでありまして。先ほどの決壊するかもしれないという、15メートル、20メートル幅のこのところに、まさにこの真上にですね、今、マンションがこの6月から建ち出したと。新幹線の橋脚とライオンズマンションの間、ここが決壊する可能性があるというわけですが、この真上にですね、こんな3階建てのマンションが今、着々と立ちよるわけでありまして。これは大手の積水ハウスが貸マンションとして建設中のものでありますけれども、もちろん建築確認が下りているわけでありまして。町の担当者も県のため池防災担当者も工事が始まってから気がついたということですけども、今、着々と完成に近づいていると。建築確認を最終的に受け付けている県の西部建設事務所によるとですね、地盤調査をして、くい打ちなどがされているはずだと。今、建築確認は民間の検査機関にデータが移って、それを県が後から追認する格好なので、データは直接西部建設

にないわけですが、仕組みとしてはそこが民間の調査機関がきちっと持っているはずだと。そうした地盤調査なりくい打ちなりをして、建築基準法の基準をクリアした建物だと説明しているわけでありまして。これが着々とできよるのを見るにつけですね、ううん、何でここが決壊するのかということになるわけでありまして。この物件はホームページにもPRが出ておりまして、将来ここに府中町民として何人かが住まれるわけですが、9部屋あって、家賃が8万円から9万円ぐらい。9世帯分ですね。耐震等級3、震度7相当に耐えるというPRしとるわけですね。大きな地震の想定であるところの南海トラフ級の大型地震が来た場合、政府の想定では府中町は震度5弱から震度5強の青いマークがついているエリアだと思うわけでありまして、ここは積水ハウスは震度7で大丈夫よと言っとるわけでありまして。南海トラフが来てもこのアパートは大丈夫だというわけである。ちょっと新幹線の騒音が横でうるさいんじゃないかという心配はちょっとするわけですがね。

実際にこの下流の八幡川は江戸時代から何回か氾濫しとるんですけども、永田池にはそういった記録はないと。むしろひょっとして防災で強化すべきは永田池じゃなくて八幡川のほうを急ぐべきではないでしょうか。住民説明会ではある方がこうした歴史を踏まえた上で、永田池を悪者にするなどおっしゃっておいりましたけども、そのとおりじゃないでしょうか。八幡川のほうは生い茂る葦やたまった砂がいつも目についてですね、県は大丈夫じゃと言うんですけども、あっちのほうはよ何とかしてくれやという声は以前から強いものであります。

こうした安全・安心のため、危険性、本当にきっちりどうなのかを見た上で考えるべきじゃないかと、ここ再度お伺いしたいところであります。

それから、第2の論点。利用されていないからなくすんだと。利用されていないのはどういう意味なのか。住民生活に役立っていないのでしょうか。農業には役立っていないと、邪魔だというのは理屈はもちろん成り立つわけですが、いまやですね、ここは農業用のため池ではない、立派な親水公園としての機能が大いに役立っている、住民のために役立って働いているのではないかと、これを改めて聞きたいと思えます。

子どものときにここで水遊びしたり泳いだりして楽しんだ方はここにもおられる。船越へ通り抜ける道でですね、車を運転してもほっとする、大きなまちのシンボル、シンボル言うたら大げさですが、まちのランドマークになっているわけです。昨年は

きれいな水に生息するとされる青い鳥のカワセミも飛来して巣作りをしたそうであり
ます。町の広報紙、先々月号ですけど、たまたまですけど、10月号、ふるさとふち
ゅう再発見のコーナーは永田池について書いてあります。タイトルは西国街道を歩き
ませんか。往時の西国街道は船越峠から歩いて下りてきた場合の話なんですけども、
府中村の田畑が広がり始める場所です。峠を越えて、広島城下が近づいてきたなど、
新田教育長じゃないですけども、バーチャルリアリティー風にですね、見ると、峠を
越えて思い浮かべる、ああ、府中の広島、いよいよ城下が近づいてきたなど。広島城
下を目指す旅人には、魚が泳ぎ、季節によっては水鳥が遊ぶため池は心を慰める風景
だったでしょうと10月号、町文化財保護審議会の菅さんは書いておられる。そうい
うことがまさにバーチャルに思い浮かべる、歴史も感じられる、そういうランドマー
クだと思います。

それから、住民活動についても先ほども御答弁にもありました。環境保護グループ
のカエル倶楽部は平成9年から本格活動して、水、水生生物の観察会、あるいは水辺
のバザール、コンサートなどのイベントも開催しております。町の職員の方もメンバ
ーになっておるということですけども、平成24年には湯崎知事がわざわざここを訪
問してですね、こうした活動をたたえておられる。いい自然保護、活用やってるね、
永田池。これは県のホームページにも載っとるわけですけども。つまり県はですね、
農業用のため池として機能してない、利用されていないじゃないかという先ほどの話
ですが、農業用として利用されていないことは承知で、その上で水辺の公園として機
能を知事も認めておられるというわけであります。

この活動は国交省の表彰でですね、「みどりの愛護」功労者国土交通大臣賞も頂い
ておるわけであります。県だけでなく政府もこの環境にお墨つきを与え、この活動
を頑張れよと、励ましているというわけであります。これは使われてないということ
じゃなくて、大いに住民に使われておるという価値があるものじゃないでしょうか。

観光経済学という見方が最近言われますけども、自然資本の経済価値を計るそうい
う視点もあるようです。もし町なかにこんな親水公園をわざわざ造ろうとしたら何億
じゃきかんと、何十億かかるじゃないですか。そういう大きな資産だと思うわけであ
ります。

永田池のおかげで府中町の環境は潤いがある。住宅価格も相場が上がる。固定資産
税への評価にも響いてくる可能性があります。そういう金の価値を換算するのもいか

がかとは思いますが、利用されていない、役に立たんという評価は大いに疑問があるわけであります。池が決壊しないのであればですね、埋立てることのほうが逆に町に損害を与えると言えるのではないのでしょうか。こうした親水空間の価値をですね、改めて評価すべきだろうと僕は思うわけでありますが、いかがでありましょうかと。

すみません、長くなる。第3の質問は、先ほど予算措置の経緯についてであります。

県の補助や起債の条件など、もう少し内容を教えてください。当初6,200万の予算ですが、いろんな査定もあって実際にはもうちょっと縮むぐらいの工事費だろうと思うんですけども、事業の規模をですね、考えるのに、もう少し具体的に教えていただければと思います。

そして、先ほど第4の論点、跡地の将来計画の問題ですね。これも再度お聞きしますけども、町に将来計画見通しがないと、あそこをどうするんかが見えないと、ここも住民不安の大きな原因であります。まずは安全・安心のためには廃止するんだといって、でもその後どうするん、まずそれを先に決めてから、あるいはビジョンを描いてから、本当に危ないかどうか、そうやって決めるべきじゃないのということであります。将来計画がないからですね、これは売り払われるのではないか、売却して町の収入に一時的にはなったとしても大きな意味では損害になる、しかも住民から見て一体何が来るんか分からんと。これじゃ、取りあえず危ないかどうかちょっと疑問があるけど潰しますでは納得できないということであります。ここも再度お尋ねいたします。

最初の質問から再び、もう一回聞くような形になって申し訳ありませんが、こうした背景があるからこそ住民が納得してないんだし、次の知恵もそこからまずは見詰めてないと出てこないのではないかと思うわけであります。すみません、今、再質問ということでよろしく申し上げます。

○7番（山口晃司君） 議事進行。

○議長（益田芳子君） 山口議員。

○7番（山口晃司君） 府中町議会では恐らく写真やパネルを用いた説明は許されてなかったような記憶がございます。もし許されてるなら謝りますが、許されていない場合、田中議員が先ほど写真を用いて説明しております。議会運営のルールを守るよう、議長のほうから注意をお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 6番田中議員、先ほど7番山口議員からございました資料につ

きましては、この議場では差し控えていただきたいと思います。

(発言する者あり)

前回の議会運営委員会の中で確認をさせていただいておりますので、遵守をお願いいたします。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時29分)

○議長(益田芳子君) 休憩中の議会を再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長(金光一隆君) 2回目の質問で、4つほど質問を受けております。

1つ目と2つ目と4つ目についてちょっと私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の決壊の危険性が本当にあるのかということでの再質問でありました。

これについては、先ほど答弁したとおり、危険性が低いとか高いとかいうことではなくて、決壊した場合に浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池として防災重点ため池に指定をされております。広島県のため池マップの浸水想定区域図にも記載をされているところです。

災害想定ですけど、近年想定を超える災害が各地で多発をしている状況もあります。そうしたときに、その災害によって決壊した場合には確実に被害を及ぼす区域があるということから、浸水被害の要因でありますため池の水を排除するため池の機能廃止工事を行うことで地域の安心・安全を確保するため、防災対策として今回進めるものでございます。

2つ目の環境保全はすべきではないかという御質問ですけど、これも今まで小学生の環境学習であったり、水辺のバザールなど、町民に親しまれて、自然に触れ合う場所としては十分役割を担っておるところで、自然環境を保全していくことは大切なことであると十分認識はしております。しかし、平成30年7月豪雨災害以後、近年の異常気象等による頻発する災害や災害規模も大きくなっておる状況の中、浸水区域の

住民の生命と安全を守ることを町としては最優先であると考えております。

4つ目の土地利用についてですけど、これはあくまで防災対策の目的として今回工事を行うものであります。答弁しましたとおり、現時点で未定ということで、今の時点で何らかの計画があるということはありません。

以上です。

○議長（益田芳子君） 環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長です。田中議員からの3つ目の御質問、予算内容についてもう少し詳しくということですが、令和2年度から繰り越された予算がですね、6,000万円、これに広島県との協議の中でこの廃止工事の事業費として決定・採択されましたのは4,200万円でした。事業決定額の4,200万円のうち、県の補助金が事業費の45%で、1,890万円、残り2,310万円は地方債の緊急自然災害防止事業債で充当率100%、交付税措置率70%で実際の町負担額は690万程度となる予定でございました。今年度は先ほど町民生活部長が答弁しましたとおり、年度内の工事完了が見込めず工事着手できませんでしたので、永田池廃止工事に伴う調査業務のみ執行する予定で金額は761万2,000円となっております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 今の御答弁でも分かりましたけども、その危険性というのはやはり確認されていないと。もしあふれた場合のと、家があるということで防災重点だと。科学的な根拠はないわけでありまして。

私としてはこうした危険性とかあるいは現在の親水公園としての役割の価値、そういうことを判断すればですね、この事業は一旦今、立ち止まってですね、特に予算が今回ほとんど流すわけですから、立ち止まって新しい道を探るべきではないかと考えてですね、おるわけですけども、今までの答弁、あるいはそれまでの折衝でも、何度か住民説明会もあるいはそこでも聞きましたけども、今、新しいアイデアがなかなか御答弁として出てくることはないと思われましてですね、ここは最後の質問ですけども、私の意見と提案という形で主張してですね、質問を終わらせていただきたいと思います。

改めて指摘しますけども、廃止ありきではなくて、生かすための事業を検討すべきではないでしょうか。危ない、役立たず、将来どうするかも分からなくて、危なくないと、役立っていると。将来も住民の潤いの場にするんだと、そういう立場で考えるべきだと再度訴えます。本当の危険性について、例えば積水ハウスから地盤調査のデータを頂いたらいかがでしょうかと。震度7でも大丈夫だとPRしとるその地盤、軟弱じゃないよと安定してるよという根拠となるデータだろうと思われま。協力を求めたらいかがでしょうか。

それから、先ほど県の補助を受けて45%が県のお金だと。これも地方債でありますけども、県との改めて次の予算に向けて折衝されるわけですが、残す策についてもぜひ話し合っていたいただきたいと考えるわけでありま。今回の予算措置をした県のため池農業防災担当はですね、都市公園や緑地保全の担当とは違う農林水産局であります。都市公園を担う土木建築局とは違うし、環境保全を担う環境県民局でもない。都市圏魅力づくりを担う地域政策局でもない。県の縦割り行政の悪いところだと担当者も認めておるわけですが、農業の役割がないというだけではなくて、都心の公園としての役割からもですね、この事業を対策、考えるべきではないでしょうか、そうした観点もですね、県との折衝ではぜひお考えいただきたいと思いま。

今の行政課題というのはやっぱりある程度複雑多様化しておりまして、農業用が廃止、防災というだけではこの50年間のまちの変化や都市化、そして住民生活の豊かさをどうするかというところからきちんと深く考えることはしにくいんじゃないかと思いま。いろんな役場の総力を挙げて、あるいは県庁もいろんな各部職、情報連絡を密にしてですね、根拠の弱い防災・農業廃止ではなくて、住民に生かす池のあしたを考えていただきたいと思いま。将来計画についてはとにかく再度の御答弁でもきちとこうすることはできないんだとおっしゃるけれども、ここはやはり最悪切り売りはせずにですね、町民生活の潤いの場として考えるんだという姿勢を示して今のよなことを考えていただきたいと思いま。県の担当者もですね、この池をどうするんかは町がきちんと住民と話し合っ決めてほしいという言い方をされます。県は町に責任投げるような格好になって、町は県がハザードマップつくつとる、危険防災と指摘しておるといふうに言うわけですが、言うちゃ悪いけど、ちょっとお互い責任の回避みたいところがあるわけですが、そこは取りあえずといふか、主体は町の事業でありますから、県の協力も仰ぎながらですね、新しい道を、住民に役

立つ環境の保全を考えていただきたいと思います。県もですね、いろいろ話聞きますけども、メンツにこだわって、いや、これはもう事業をやらにゃいけんのじゃと、町が取下げたらそんなことは許さんよということはおっしゃいません。JRだってあそこは今、きちんと工作用の柱もついておるわけでありますから、今のままの状態では何らプレッシャーはないんだろうと思います。

長くなって申し訳ありません。今こそ池をですね、正しく恐れた上で町の貴重な自然財産を将来に生かす道、これを改めて考える、ちょうどいい予算がストップしている今だと強く指摘いたしましてですね、質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第6項、永田池の廃止について、6番田中議員の質問を終わります。

ここで、休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。休憩。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時50分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係、第1項、デマンドタクシーの試験運行の途中経過について、7番山口議員、府中町における地域公共交通の現状と交通不便地域対策、8番二見議員の質問を行います。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） それでは、デマンドタクシーの試験運行の途中経過について質問をいたします。

以前より桜ヶ丘、清水ヶ丘だけではなく、山手にお住まいの方から、お住まいの地域につばきバスを運行してほしいといった要望は多くありました。しかしながら、つばきバスの乗り入れや展開といった道路事情や、周回にかかる所要時間の増加による利便性の低下などの課題があり、つばきバスでは細やかな運行ルートは現実的には難しい状況にあります。

そのような中、今年8月より桜ヶ丘、清水ヶ丘地区においてデマンドタクシーの試

験運行が始まったところです。電話予約すれば、自宅から町内のスーパーや天神川駅近くの共通乗降所まで送ってもらえ、帰りは決められた時刻に共通乗降所で乗れば自宅まで送ってもらえます。片道150円で自宅から共通乗降所まで送迎してもらえますので、大変使い勝手のよい交通システムだと思います。

また、デマンドタクシーのよさはそのコストの低さにあります。政務活動費で研修に伺った宇和島市では、3地区でデマンドタクシーを運行しており、そのうちの1地区はデマンドタクシーとコミュニティバスとの併用ですので、残りの2地区の話になりますが、委託料などの運行経費から運賃収入を引いた差額を市が持ち出しており、それぞれ年間280万円と240万円、2地区の合計で年間520万円で運行できていました。実際には国の補助金などがありましたので、実質負担は年間380万円となっております。運行地区やコースを増やしても、年間にかかるコストとしてはコミュニティバスと比較しても大きくないことから、ぜひとも今回の試験運行が成功し、例えばみくまりから城ヶ丘、八幡と瀬戸ハイムの境目や山田の上のほう、桃山二丁目、青崎中のような交通不便地域ではないけれども、坂が急な地区をデマンドタクシーが運行し、高齢者や障がい者、子どもや妊婦など、交通弱者になりやすい方を自宅まで送迎する助けになるよう発展してほしいと思っております。これも全て対象地域の住民の皆様にデマンドタクシーを多く利用していただけることが前提ですので質問をいたしますが、試験運行も4か月が過ぎ、現在の利用状況と今後利用者数を増やしていくための取組を教えてください。

○議長（益田芳子君） 8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 府中町における地域公共交通の現状と交通不便地域対策について質問をいたします。

今年11月、大東建託が広島県に住む成人を対象に実施をした居住満足度調査において、府中町が住みたい街ランキングの1位となりました。ネットに掲載された記事にはどこへ行くにも歩いて行けるのでとても助かっている。スーパー、ドラッグストア、図書館、イオンモールなど、全て車なしで歩いて行ける距離にあり、運動にもなって気に入っている、40歳女性。住みやすい、商業施設が近くて便利、将来子どもを考えると、子育てに力を入れている地域で安心、27歳女性。という声が寄せられていました。大東建託のホームページを見ましたところ、中国5県の中でも住みたい街で2位、街の幸福度が1位、街に誇りがあるで2位、街に愛着があ

るが1位、街の住み心地も1位、どの調査項目でも1位か2位です。このように上位に選ばれる理由は様々あると思いますが、その主たるものの1つに交通の利便性の高さを挙げるすることができます。令和元年に作成をしました府中町地域公共交通網形成計画から地域公共交通の現状を見てみたいと思います。

まず鉄道です。府中町民がよく利用している駅は向洋駅、天神川駅、矢賀駅があります。向洋駅及び天神川駅では、広島駅方面に1日123便の電車が運行し、矢賀駅では、広島駅方面に1日46便の電車が運行しています。向洋駅と天神川駅の平成29年度の1日当たりの乗員人員は1万人を超えており、広島県内でも利用者の多い駅となっています。

次に、路線バスですが、府中町内には広島電鉄、広島バス、芸陽バスの3社の民間路線バスが運行しています。広島バスの温品線、府中ニュータウン線、府中山田線、府中永田線の4路線、広島バス深川線、向洋駅マツダ本社前ですが、ここなどに停車する8路線、イオンモールシャトルバスも含めると合計14の路線が広島駅、広島バスセンター、広島県庁や広島市役所等にアクセスし、町内のほとんどのところからバスを乗り換えることなく、広島市中心部へ行くことができます。一般路線バスを補完する形でつばきバスが運行され、町の南北と町内公共施設を結び、ワンコインで乗れるコミュニティバスとして平成15年10月から運行しております。今年度、イオンモールを起点として南エリアから北エリアを回る右回り路線、北エリアから南エリアを回る左回り路線へとルート変更しました。平日は右回りが7便、左回りが6便、土日祝日が右回り・左回りとも6便運行、近隣の町は土日運休ですが、つばきバスは土日でも運行していて助かるという声を聞いております。利用の目的は約6割が買物で、次いで医療機関への通院となっています。つばきバスの年間利用者数は運行開始以来、順調に増加し、近年は18万人台から19万人台で推移をしております。タクシー会社は町内に3社の事業所がありますが、タクシー事業の経営環境は大変厳しい状況にあります。全般的な利用減に加え、昨年度から今年度にかけての新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や飲食店等の時間短縮営業等により激減した需要が回復しておらず、深刻な状況にあります。

以上が形成計画から拾い出し、私なりに整理をした町内の公共交通のあらましであります。

府中町は全体として公共交通が発達していて、とりわけ広島市中心部へのアクセス

がよい、交通の利便性が高いと評価をすることができます。形成計画第4章にあります住民アンケート調査にも公共交通の利用しやすさの満足度は町全域で約7割の人が満足、どちらかといえば満足と回答していることにもそれは表れています。

しかし、不満を抱えている人も当然いるわけです。このアンケート調査においても、一方で桜ヶ丘、清水ヶ丘、みくまりといった丘陵団地においては、不満、どちらかといえば不満と回答した人が50%を超えていると把握をしております。

調査報告は、外出の不便という項目を立てて、次のように述べています。桜ヶ丘、清水ヶ丘、みくまりでは、バス停までの距離や高低差があるため、七、八割の方が公共交通が利用しにくいことで外出に困ることがよくある、時々あると回答、よくあると回答した人のうち約3割が、外出に困ったとき外出を控えると回答し、外出機会の減少の原因になっている。桜ヶ丘、清水ヶ丘、みくまりといった丘陵団地において、不満や外出に困難があることがまとまった数として結果に出たわけですがけれども、山田や柳ヶ丘などの一部地域でも事情は同じだと思います。私は宮の町に住んでおりますけれども、宮の町も全体としては便利ですがけれども、坂がきつところもある。いずれも高低差が外出の障害になっているわけです。

自家用車があればさしたる困難はないのでしょうけれども、いつまでも運転をし続けるわけにはいきません。近年、高齢者の交通事故がよく報道されます。先月も大阪狭山市内のスーパー敷地内で乗用車が歩行者を次々とはねるという事故が起き、容疑者は89歳でした。容疑者と40年来の友人という70代の男性は、早く運転をやめさせればよかったと悔い、1年ほど前からお互いに事故を起こす前にそろそろ運転をやめなければいけないと話していたといえます。

内閣府の令和2年版の交通安全白書、高齢運転者の交通事故の状況について特集をしております。令和元年の75歳以上及び80歳以上の免許保有者数は平成21年度と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、共に増加を続けています。75歳以上は令和2年は約1,900万人でしたけれども、2050年代まで増え続け、2,400万人台になると推計をされております。75歳以上及び80歳以上の高齢運転者による死亡事故件数は平成21年にはそれぞれ422件、180件であったものが令和元年には401件、224件となっております。免許10万人当たり死亡事故件数の推移は過去10年間減少傾向にあります。75歳以上の高齢運転者による死亡事故、75歳未満の運転者と比較して、車両単独

による事故の割合が高くなっており、具体的には工作物への衝突や道路の外へ出てしまう路外逸脱の割合が高いという特徴があります。また、75歳以上の高齢運転者は、操作ミスによる死亡事故が28%と最も多く、このうちハンドル操作のミスが13.7%、ブレーキとアクセルによる踏み違い事故、75歳未満が死亡事故全体の0.5%にすぎないのに対し、75歳以上の高齢運転者は7.0%と高い。現在は高齢運転者による死亡事故が75歳未満と比べて特段高い、特段多いというわけではないですけれども、高齢者が増えていけば事故も多くなることが予想されます。

高齢化によって視力や聴力の低下、認知機能の低下、運転機能の衰え、思い込みが強くなるといった傾向が強くなりまして、事故が起きやすくなる、それ故近年免許の自主返納を促す様々な取組が進んでおります。府中町議会でも免許返納についての議論が何度かありました。平成28年度の12月議会において、免許返納に対して公共交通割引券や地域振興券のようなものを考えたかどうかという繁政秀子議員の質問に対して、坂本雅司生活環境部長が次のように答弁をしております。免許返納いたしましても日々の暮らしの中で買物へ行ったり、それから病院へ行ったりなど、自らの脚を動かして移動しなければなりません。こういった一人一人のライフスタイルを助成制度で補助していくということは一過性、返納時にだけ助成するものでは意味がありません。生活を支える恒常的な制度でなければ意味がないと考えております。単に事故防止の観点ではなく、府中町におきましては、交通弱者と言われる方、あるいは町の東北部のちょっと不便な場所、そういったところの環境を整えるという意味で、事故防止のみでなく、府中町の交通という視点を加えた施策、そのためには運転することに代わる交通アクセスの構築が最優先だと考えています。佐藤町長も、今日的な課題としましては、東北部の団地のその末端部分というんですか、そういう公共交通が行き届いていないところの問題、それから社会的に高齢化しておるということですねと。その地形上の理由、坂が多いというようなところはやはり今日的課題として府中町として、もう一つ磨きをかけるためにはそこをどうしたらいいんかということは今後取り組んでいくべきだと、このように答弁をされております。町内の一部に公共交通が行き届いていない地域があると。坂の多い丘陵地帯に住んでいる高齢者はなかなか免許と自動車が手放せないのだと思います。

そこで伺います。生活を支える恒常的な制度が必要であり、運転することに代わる交通アクセスの構築が最優先だと5年前に生活環境部長が答弁されており、大変重要

な観点です。この観点は現在も引き継がれていると思いますけれども、いかがでしょうか。

次に、交通権と交通政策基本法について伺います。

交通政策基本法は、平成25年に制定をされました。この交通政策基本法には、前史、その前の、そこに至るまでの歴史があって、平成14年と18年に民主党と社会民主党が交通基本法案を提出しています。平成21年に民主党政権ができましたけれども、3度目の交通基本法案は閣議決定の3日後に東日本大震災が起きて、同年の11月の衆議院解散によって廃案になってしまいました。このような困難な過程を経て、第2次安倍政権の下で交通基本法ではなく、交通政策基本法が成立をいたしました。交通政策基本法は基本法ですので、当然ながら交通に関わる様々なことが盛り込まれております。そのせいもあってか、目的も漠としたものになっています。したがって、なぜ基本法が求められたのかを読み取ることが難しい。ですから、原点である一番初めの交通基本法案を振り返ってみることが必要です。

民主党の細川律夫衆議院議員が次のように趣旨説明をしております。この間の規制改革によって、交通運輸部門の経済的規制はほぼ撤廃され、交通運輸の部門でも多くは市場原理に委ねられることになりました。しかし、安全の問題、環境への負荷の低減、生活交通の維持、バリアフリーなど、市場原理では解決できない点も多く、規制が緩和された今、それらを包括した新たな指導原理が求められています。その答えが私たちが提案いたしました本法案であり、中でも本法案を貫く移動に関する権利の規定であります。生存権と自由権の両面から移動に関する権利を明確にすることによって、利用者の立場に立った施策を進める基礎を築くとともに、縦割り行政の弊害をなくし、総合的、計画的に交通政策を推進し、また環境に十分配慮した交通政策を推進すること、これが本法案を策定した目的であります。安全の問題、環境負荷の低減、生活交通の維持、バリアフリーに対応するために国民の移動する権利、交通権ともいえますけれども、これを保障しようという試みだったわけであります。

平成22年に開かれた国土交通省第2回交通基本法検討小委員会で配付されました資料には、交通基本法制定の意義について次のように書かれています。交通権保障の問題は、今後の我が国の交通政策の大きな柱になるべきと考える。近年高齢者、身体障害者の社会参加の推進及び高齢化社会の振興に伴うバリアフリー化の一層の推進、規制緩和に伴う地方鉄道、バス等の生活路線の廃止に歯止めをかける等、いわゆる移

動制約者が移動を確保することについての要望が極めて高まりつつあるからであると。

移動権、あるいは交通権というものは交通政策基本法ではうたわれておりません。しかし、高齢者、障がい者、妊産婦など、交通弱者と呼ばれる人たちが交通機関にきちんとアクセスできるようにしなければならないという考え方は現在の交通政策基本法にも受け継がれております。交通政策基本法第17条は、次のように述べています。国は高齢者、障害者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの及び乳幼児を同伴する者が日常生活及び社会生活を営むに当たり円滑に移動することができるようにするため、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設、道路並びに駐車場に係る構造及び設備の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

そこで伺います。ここにありますように、交通弱者と言われる人たちに日常生活及び社会生活を営むに当たり円滑な移動を保障することが極めて大切だと考えるわけですが、町としてこの交通政策基本法第17条についての見解をお聞かせください。

府中町地域公共交通網形成計画は、町内を幹線交通充足地域、地域内交通補完地域、公共交通不便地域に準ずる地域、公共交通不便地域、公共交通空白地域という5つのエリア設定をしております。これらのエリア設定について、全国統一の基準はなく、各自治体がそれぞれの地域の特性に応じて設定をしているようです。形成計画にも紹介されていますが、福岡市の場合は公共交通空白地域はバス停・鉄道駅からおおむね1キロ以上離れた地域、公共交通不便地域はバス停からおおむね500メートル以上離れ、鉄道駅からおおむね1キロ以上離れた地域、公共交通不便地域に準ずる地域は、今の2つのいずれかに該当する地域、このようになっています。東京都世田谷区では、鉄道駅からの距離が500メートル、バス停からの距離が200メートルより遠いエリアを公共交通不便地域と定義し、神奈川県平塚市は、バス停までの距離325メートル、徒歩で5分以内に含まれない地域を公共交通空白地域とし、公共交通空白地域でないバスの運行本数の少ない、運行間隔が1時間に1便未満の地域を地域公共交通不便地域というふうにしております。利便性の高い自治体ほど不便と感じる水準も高いようであります。

そこで質問です。当町の5つのエリアはどのように分類をしたのでしょうか。その基準を教えてください。

以上、3点伺います。

○議長（益田芳子君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。7番山口議員からの御質問、デマンドタクシーの試験運行の途中経過についてと、8番二見議員からの御質問、府中町における地域公共交通の現状と交通不便地域対策について、どちらも地域公共交通施策に関することから、一括して御答弁させていただきます。なお、答弁は、二見議員の1つ目、2つ目の御質問に対する答弁から行わせていただき、続けて、山口議員の御質問と二見議員の3つ目の御質問について一括で御答弁させていただきます。

住宅メーカーが実施いたしました街の住みこころランキング（中国版）ではございますが、2020年・2021年と2年連続で府中町が1位となっております。ランキングを決める8つの要素のうち、生活利便性とイメージが1位、そして行政サービス、交通利便性、こちらも岡山県早島町に続いて2位であり、住民の皆様から府中町が進めておりますまちづくりについて一定の評価を頂いていると思っております。

交通利便性については、コンパクトな町の中に向洋駅や天神川駅、矢賀駅と最寄りの駅が3つあり、路線バスも充足しております。また、広島駅も天神川駅から1駅で新幹線等を利用した県外への移動も容易に行えます。さらに、高速道路のインターも町内に2か所あり、広島空港へのアクセスや県内・県外への移動手段に様々な選択肢があり、全国の市町の中でも利便性に優れたまちだと思っております。

その交通の核を担う公共交通につきましては、モータリゼーションの進展や人口減少、高齢化などにより、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しております。また、近年は新型コロナウイルス感染症の影響も受け、事業収益の低下や利用者の減少を招くなど、いわゆる負のスパイラルに陥っている状況も見られ、このままでは地域で公共交通が成り立たなくなる可能性もございます。

国においては、平成25年に交通政策基本法を制定し、地域公共交通の様々な課題に対応するため、地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を進めることとし、国・都道府県・市町村・事業者・そして住民の役割を明確にいたしました。

府中町のつばきバスの運行は平成15年に開始し、18年が経過しております。つばきバスの運行に際し、広く意見を求め、つばきバス利用者の利便性向上を目的とし

て佐藤町長指示の下、平成30年に公共交通協議会を立ち上げ、地域公共交通の現状と課題を踏まえ、便利で持続可能な地域公共交通ネットワーク構築を図っていくこととして、令和元年11月に府中町地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通施策に取り組んでいるところでございます。

それでは、8番二見議員の1つ目の御質問、免許返納に関わる交通弱者対策について、生活を支える恒常的な制度が必要であり、運転することに代わる交通アクセスの構築が最優先であるという考えについてですが、公共交通、地域公共交通は、住民の生活に必要な移動を支える重要な役割があり、府中町として、便利で活力と賑わいにあふれるまちづくりを進めるためには、地域公共交通サービスを恒常的に維持・確保していく必要があることから、府中町地域公共交通網形成計画を策定し、行政、交通事業者、住民が相互に連携を図り、協力しながら望ましい交通体系を構築していくものとしております。

本計画では、地域公共交通の課題の1つとして、高齢者の利用に配慮した地域公共交通の見直しが必要であることを挙げており、誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通の構築に向けて、具体的な施策として、公共交通不便地域における公共交通サービス水準の向上や地域ニーズを踏まえた公共交通ネットワークの充実を図るとともに、高齢者の外出機会の確保についても推進していくものとしております。

続いて、二見議員の2つ目の御質問、交通政策基本法第17条について町はどのように考えているのかについてですが、地域公共交通網形成計画の目標の1つである誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通は、高齢者だけでなく、その他の交通弱者を含めた全ての方を対象として、日常生活において自由に安心して「おでかけ」できることを目指しております。計画の目標達成には、二見議員御指摘の交通弱者と言われる方々の円滑な移動についても大変重要であると考えており、これは、交通政策基本法をはじめとした国の方針に沿ったものであると認識をしております。

それでは、最後に、7番山口議員の御質問、デマンドタクシーの試験運行の途中経過について、現在の利用状況と今後利用者を増やしていくための取組についてと、関連しまして8番二見議員の3つ目の御質問、府中町地域公共交通網形成計画において、町内を幹線交通充足地域や公共交通不便地域など5つのエリアに分類したが、その基準を示されたいについて一括して御答弁いたします。

府中町の地域公共交通のサービス圏域は、JRの利用圏、こちらは駅から半径1キ

ロメートル以内としております、路線バス、つばきバスの利用圏、こちらはバス停から半径500メートル以内、こちらが相互に補完し、市街地をカバーしており、公共交通の利用環境は非常に優れていると思っております。しかし、地域公共交通網形成計画では、誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通を目標とし、その施策として公共交通不便地域における地域公共交通サービス水準の向上に取り組んでいくこととしており、本計画の中で、町の地域公共交通ネットワークの現況に応じ、駅やバス停までの距離、高低差、地域公共交通ハンドブックやバスサービスハンドブック等の指針の基準を参考に町域を5つのエリアに設定いたしております。

まず、府中町は、駅または路線バスのバス停より半径500メートルの範囲が大半を占めており、これを幹線交通充足地域として設定をいたしております。人口割合では90%以上となります。次に、地域内交通補完地域として、つばきバスのバス停から半径300メートルの範囲内とし、つばきバスでサービスを補完している地域、みくまり・城ヶ丘・石井城・柳ヶ丘・鹿籠の一部が当たりますが、この人口割合は8%であり、先ほどの幹線交通充足地域と合わせますと町人口の98%は公共交通の利用しやすい地域となります。

そして、府中町が公共交通不便地域の解消に取り組むこととしている2つの地域として、平面的な距離はサービス利用圏にあっても駅・バス停までの高低差が25メートル以上ある公共交通不便地域に準じる地域と、駅から半径500メートル以上またはつばきバスバス停から300メートル以上離れている公共交通不便地域で、桜ヶ丘・清水ヶ丘・みくまりの一部がこれに該当いたします。

最後に、公共交通空白地域として、駅から半径1キロメートル圏外、バス停まで半径500メートル圏外の地域で、市街化調整区域の山中となるため人口割合はゼロ%となります。

府中町では、公共交通不便地域の地域公共交通サービス水準の向上を図るため、国と協議を行い、桜ヶ丘、清水ヶ丘地区を対象にした新たな交通モードの導入について、デマンドタクシーの試験運行を8月2日から開始しているところでございます。デマンドタクシーの試験運行は、広島第一交通株式会社に委託し、1年間の予定で行います。車両はジャンボタクシーで乗客可能人数は9人、電話による予約方式とし、対象地区の自宅と共通乗降所（みくまり三丁目バス停、本町四丁目バス停（こいこい市場前）、大須三丁目バス停（サンリブ府中前）、役場前、天神川駅前、イオンモール広

島府中)を結ぶ形で、平日が7便、土日祝日6便、通常料金として150円で運行しております。

それでは、山口議員の御質問、デマンドタクシーの試験運行の状況でございますが、8月は延べ利用者数174人、登録者が23件、9月は延べ利用者数196人、登録者数が35件、10月は延べ利用者数226人、登録者数が46件、そして11月は速報値で、延べ利用者数266人であり、試験運行開始当初は、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛の影響を受け、8月の利用者数は、1日当たり平均で5.8人でしたが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言措置が9月30日に、広島県独自の集中対策期間が10月14日をもって終了したこともあり、11月には利用者数の平均は1日当たり9人と増加している状況でございます。

また、利用者の傾向といたしましては、高齢者の女性が多く、土日の利用者、特に日曜日について、平日と比較して利用者が少ない状況となっております。今後、利用者を増やしていくための取組といたしましては、町内会に利用状況を随時お知らせし、また、初めてデマンドタクシーを利用するに当たっては不安をお持ちの方が多きを踏まえ、地域での声かけをお願いするなど地域と連携し、地域の声を聴きながら事業を進めてまいりたいと考えております。

併せて、現在、桜ヶ丘、清水ヶ丘の両町内会にデマンドタクシーの利用に関するアンケートを12月7日に600部依頼しており、住民ニーズと実態を精査した上で、公共交通協議会において本運行への移行や運行形態などの参考としてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。宜しく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

山口議員。

○7番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。コロナでの外出控えの時期が途中中でありながらも、徐々に利用者数が増えているということで安心しました。

コミュニティー交通の課題は、一定以上の乗客数を維持することです。特に立ち上がりということで、関係町内会の方は苦勞されながら協力されていると思いますので、町といたしましても、今回の実証実験が成功するよう、最大限の協力で町内会と一緒に取り組んでいただきたいと思います。

再質問ですが、利用することに不安があるとありましたが、どういった点に不安を

感じているのでしょうか。また、今後アンケートを実施するとありましたが、これまでに実際に利用された方から届いた声や満足度調査などあれば教えてください。

○議長（益田芳子君） 8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 公共交通不便地域をどうやって解消するのか、方法はいろいろあると思います。現在、社会福祉協議会が町内会と協力して運行しているいくでえ、新たに試行運転が始まっているデマンドタクシーのほかに他自治体で実施をされておりますタクシー利用への助成、グリーンスローモビリティなどがあります。移動支援事業いくでえは、高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、外出を支援し、社会参加を促進することを目的とし、平成25年6月から実施をされております。府中町社会福祉協議会と町内会とが協力し、桜ヶ丘、清水ヶ丘、城ヶ丘、御衣尾の4町内会に加入しているおおむね75歳以上の方が対象です。月曜日が桜ヶ丘、火曜日と金曜日が清水ヶ丘、水曜日は城ヶ丘と御衣尾を運行、1日に1往復それぞれの地域からサンリブ府中まで運行、府中町社会福祉協議会が所有する定員8人の車両を町内会からのボランティアが運転し、利用料金は無料です。利用された方の人数をコロナの影響がない平成31年、令和元年度で見ますと、桜ヶ丘が8.3人、清水ヶ丘の火曜日が7.4人、金曜日が9.4人、城ヶ丘、御衣尾が4.4人、全体の平均が7.3人となっています。これは往復を合わせた人数ですので、実際の利用者はその半分、桜ヶ丘と清水ヶ丘は4人、城ヶ丘、御衣尾が2人、全体の平均が4人程度であります。いくでえをよく利用されている清水ヶ丘の方が金曜日午前の便はいっぱいことが多いが、火曜日の午後の便は利用者が少ない、私たち夫婦2人だけのことがよくあるとって心配をされておりました。いくでえは大変重要な役割を果たしていますけれども、3つの困難に直面をしております。第1は、利用者が少なく、利用する人が固定されていること、第2に、自動車が更新の時期に来ているけれども、購入する予算的なめどが立たないこと。第3に、運転手の確保も困難になっていることです。平成28年度から1年以上にわたって城ヶ丘は運転手の手配がつかないため、運行できませんでした。

こういったこと以上に私が問題だと考えるのは、町内会の方にボランティアで運転を任せていることでもあります。事故が起きたとき、保険に入っているでしょうから、金銭については償うことができます。しかし、万が一命に関わる事故、障がいが残るような事故が起きたらどうなのでしょう。善意でボランティアを引き受けていただ

いた方に重い責任を負わせるわけにはいきません。運転はアマチュアではなくプロに任せるべきであります。

次に、デマンドタクシーについてです。

今年8月からデマンドタクシーの試行運転が始まっています。デマンド型交通は路線バスなど、定期路線交通とタクシーの中間に位置します。定期路線交通は利用者の有無にかかわらず、あらかじめ定められたルートを決められた時刻に運行し、利用者は運行ルート上に設置された停留所で乗り降りを行います。デマンド型交通は利用者の予約があった場合に運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組合せにより、多様な運行形態があります。平成18年の道路運送法の改正により、デマンド型交通も道路運送法に基づく乗合事業に位置づけられ、一般的には地域公共交通会議で協議が調うことが運行許可の条件となっています。

デマンド交通のメリットとしては、1、路線バスの運行ルートから外れている人にとっても生活の足を確保することができる。2、利用者のニーズに対して柔軟に対応できる。3、路線バスよりも自治体の財政負担を軽減できるということが挙げられます。デメリットとしては1、バスにはない予約の手間が利用者の負担になる。2、利用者が増えると対応できない場合がある。3、1人当たりの輸送費はバスよりも高くなるということがあるようです。また、公共交通空白地域の解消のために導入した場合、見込みに比べて利用されないとするケースが多いというふうに言われております。デマンドタクシー事業の成否は、乗客数を安定的に維持していくことにかかっているわけです。利用者を増やすための取組について山口議員の質問に対して周知徹底する、地域の声を聴くという答弁がありましたけれども、改めて伺います。

利用者をどう広げ、安定的に乗客数を維持するのかについて周知徹底以外に考えていることはないのでしょうか。現在は清水ヶ丘、桜ヶ丘での試行運転ですけれども、その結果を踏まえて、他地域へ広げる考えはありますでしょうか。

第3に、タクシー乗車への助成です。

昨年2月香川県三豊市で実施されている福祉タクシー高齢者運転免許自主返納支援事業について視察をし、説明を伺いました。この事業は、三豊市に居住する運転免許証を有しない高齢者に対し、福祉タクシー利用券を交付することにより、高齢者の交通手段の確保と経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与すること並びに交通事故の減少を図るため、高齢ドライバーの運転免許証の自主返納を支援することを

目的とするものです。対象は毎年4月1日現在において三豊市に1年以上在住している満70歳以上で、運転免許証を持っていない人が該当いたします。対象者には1年につき500円の利用券16枚を交付し、使用期限は年度内となっています。この利用券はコミュニティバス回数乗車券に交換して使用することもできます。この制度ができるまで、高齢者運転免許証自主返納支援事業と福祉タクシー助成事業が実施されてきました。高齢者運転免許証自主返納支援事業は、市内に居住する満70歳以上で、自主返納した人に対してコミュニティバス回数乗車券、市内温泉利用券、三豊市商品券、いずれも5,000円相当のうち2つを1人1回限り交付するというものです。福祉タクシー助成事業は、高齢者の交通手段の確保と経済負担の軽減を目的とし、80歳以上に対して500円の利用券16枚を交付してきました。利用者は3,000人だったそうです。利用者にアンケートをとったところ、交通弱者を優先したほうがいいという意見が多く、福祉タクシーの対象者を運転免許証を持たない70歳以上の人とし、利用券を毎年度交付する現在の福祉タクシー、高齢者運転免許証自主返納支援事業になったわけであります。1回限りのプレゼントから継続的支援となって、免許返納者も増えたと伺っています。当町を含め、タクシー事業の経営環境は大変深刻な状況にあります。三豊市のようにタクシー利用券を免許のない高齢者に交付するという施策は交通弱者を減らすとともに、タクシー事業者への支援にもなります。町内全域の免許のない高齢者が対象となりますので、不公平感も生じにくいというメリットもあります。

そこで質問です。免許を持たない70歳以上の高齢者にタクシーやバスに使えるチケットを毎年配付することによって、交通不便地域に住む住民を含む交通弱者対策をする方法もあると思います。町としての見解をお聞かせください。

第4に、グリーンスローモビリティです。

グリーンスローモビリティは、時速20キロ未満で公道を走ることができる電動車を活用した移動サービスのことで、略してグリスロといいます。四、五人乗りはゴルフカートをイメージしていただけるといいと思います。4人乗りから22人乗りまでの電動車があり、1人以上のものは中型免許が必要です。グリーンは排ガスを出さない、環境に優しいエコな移動サービスを意味し、スローはスピードが遅いことを意味しています。重大事故が起きにくく、生活道路に向いていて、景色を楽しむこともできます。国土交通省が作成しましたグリーンスローモビリティの導入と活用のため

の手引きは、高齢化が進む地域での地域内交通の確保や観光資源となるような新たな観光モビリティの展開など、地域が抱える様々な交通の課題の解決と地域での環境に優しいエコなモビリティの普及を同時に進められますと述べています。車両が小さいことも特徴です。7人乗りのカートであれば、同じ乗車定員の一般的な乗用車の約8割の大きさです。そのため、これまでコミュニティバスが通れなかったような道路でも活用できます。府中町にうってつけの交通手段ではないでしょうか。

低速で走るグリスロは長距離には向かず、数百メートルから1キロ程度の移動に向いていると思います。町内には路線バスとつばきバスの停留所が随所にあります。公共交通不便地域あるいは公共交通不便地域に準じる地域は高低差があるものの、最寄りのバス停までの距離はさしてない。バスの時刻に合わせてこれらの地域とバス停を往復することによって、不便を軽減することができるのではないのでしょうか。山田四丁目の一部ですけれども、道が細くてタクシーを呼んでも来てくれないという話を聞きました。そういう地域もグリスロなら通行が楽で、山田行きバス終点か、ニュータウン行きの宮の町五丁目のバス停に接続することができます。

そこで、質問です。グリーンスローモビリティは以上のような特徴があります。デマンド交通とともに、グリスロなど、多様な公共交通モードへの展開についてどのようにお考えでしょうか。

最後に、クロスセクター効果について伺います。

これまで利用者数や収支などで地域公共交通を評価することが多かったわけですが、地域公共交通が人々の移動を支えることで多様な活動に及ぼす効果を算定し、総合的に分析しようとする試みであります。この交通領域にとどまらず、福祉領域と他の領域にまで射程を置いて行う費用対効果分析のことをクロスセクターベネフィット分析と呼んでいます。例えば高齢者は外出機会が失われると寝たきりになりやすいと言われています。寝たきりの高齢者が増えると、国、自治体、被保険者の介護保険料負担が増えることにつながります。反対に高齢者の移動が公共交通によって確保されれば、寝たきりの予防につながり、介護保険など福祉の負担を軽減させることにつながるわけです。

そこで、最後の質問です。公共交通をそれだけで評価するのではなく、福祉分野に与える影響も考慮し、交通と福祉を総合的に進めていくことが必要だと考えますが、町の認識はいかがでしょう。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長でございます。

それでは、両議員からの2回目の御質問について。

まず、7番山口議員からの御質問について答弁させていただき、続けて8番二見議員からの御質問に対して答弁させていただきます。

それでは、7番山口議員からの御質問、デマンド交通を利用することに当たっての利用者の不安についてから答弁いたします。

現在、試験運行を行っておりますデマンド交通は、利用に際して対象地域の方から、まず電話での予約が必要となっております。一度予約すれば、運行事業者のシステムに登録されるため、2回目からは名前や場所について詳しく説明する必要はなくなりますが、やはり新しい公共交通を初めて予約して利用される際は誰でも不安になると思います。場合によっては同じ事業者の公共交通機関でも路線が違うだけで本当に目的地に着くんだらうかとかいう不安になられる方もおられると思います。

町といたしましては、まず一度デマンドタクシーを利用していただければその不安が解消されたり、小さくなると考えており、町内会にお願いして御近所や御友人同士で声を掛け合うなどして、一緒に買物などで利用していただければ利用のきっかけにつながると考えております。

次に、実際に利用された方から届いた声や満足度についてですが、現在までいただいている利用者からの声はまだ少ない状況ですけれども、実際に利用していただいた方からは、つばきバスよりも便利だという声が多く上がっております。その理由は、一番が自宅付近で乗降できる場所との声が多く、あとはつばきバスでは止まらない地域に行ける、自宅から目的地まで早く行けるとの声が続いております。あと、議員御指摘の満足度調査は行っておりませんが、日常の移動手段としては有効であるとの声がほとんどで、このことから満足度は高いものと考えております。

しかし、まだ頂いている声も少なく、現在配布しておりますアンケート調査の結果や利用者ニーズ、そして利用の実態などを踏まえ、デマンド交通の導入など、府中町の地域公共交通の方向性について公共交通協議会の中で検討してまいりたいと思います。

7番の山口議員からの2回目の質問に対する答弁は以上でございます。

続けて、8番二見議員からの2回目の御質問について、まずデマンドタクシーについてが2件、タクシー乗車の助成についてが1件、新たな交通モードに関するものが1件、交通と福祉に関連するものが1件、計5件の質問について順に答弁いたします。

まず、現在試験運行していますデマンドタクシーについて、デマンドタクシーの利用者をどう広げ、安定的に乗客数を維持するのかと、現在行っている清水ヶ丘、桜ヶ丘地区の試験運行について、その結果を踏まえてほかの地域に広げる考えがあるのかについて答弁いたします。

清水ヶ丘、桜ヶ丘地区のデマンドタクシーの試験運行については、府中町地域公共交通網形成計画に基づく公共交通不便地域について国と協議の上、公共交通協議会の承認を得て、8月から試験運行を開始し、4か月が経過したところでございます。利用者数は8月が174人で、11月は速報値で266人と伸びている状況でございますが、利用者数をさらに広げ、安定的な乗客数を維持するためには、やはり公共交通が使われる地域での活動や、町と地域との連携が必要だと考えております。現在、デマンドタクシーの利用ニーズを調査するため、町内会にアンケートを依頼していますが、デマンドタクシーが本運行に移行した場合、その後も継続して利用していただければ、財源の確保も難しくなり、事業継続が困難となります。デマンドタクシーに限らず、乗客数の維持は安定した公共交通基盤の維持にもつながります。地域公共交通だけでなく、公共交通全体の課題として、人口減少やコロナ禍における新しい生活様式による利用者の減少、事業者側の運転者などの労働者不足など世界情勢の変化に対応するため、利用ニーズを踏まえた定期的な公共交通ネットワークの見直しを公共交通協議会の中でしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

続けて、デマンドタクシーの運行を清水ヶ丘、桜ヶ丘地区以外に広げることに付いてですが、先ほどの建設部長の答弁のとおり、町人口の98%は基本的に公共交通を利用しやすい地域でございます。デマンドタクシーは、公共交通網形成計画において公共交通不便地域に設定されました清水ヶ丘、桜ヶ丘地区についてその解消を図ることを目的として試験運行を行っているところです。現計画においては、公共交通不便地域以外に新たにデマンドタクシーを導入する予定はございませんが、今後社会情勢の変化などにより、つばきバスよりもほかの公共交通モードを提供することが望ましいエリアが生じるようであれば、公共交通協議会において検討してまいりたいと考え

ています。

なお、つばきバスも含めてデマンドタクシーなどの地域公共交通は、鉄道や路線バスなどの公共交通を補完して運行する形で公共交通全体のバランスを保っております。地域公共交通のサービス水準を上げ過ぎますと、結果的に公共交通のサービス水準の低下を招くおそれもあります。公共交通協議会ではそのことも踏まえながら、安定した地域公共交通の推進を図ってまいりたいと思います。

続けて、3つ目の御質問、タクシー乗車への助成について答弁いたします。

議員御指摘のとおり、連日のように高齢者の事故がニュースで報道されており、高齢者の免許返納とその運転することに代わる手段の確保は社会的大きな課題であると認識しております。バスやタクシーなど、公共交通が充足してない地域では、その手段の確保でさえ、苦慮している自治体も多くあると思いますが、府中町においてはその手段の1つとして、公共交通は充実しており、このことから、交通利便性が高く、中国地方で一番住み心地がよい街に選ばれたものと思います。

議員御指摘の高齢者へのサービスチケットの配布、まずは現在は検討しておりませんが、公共交通を利用した様々な課題への取組につきましては、地域公共交通網形成計画の中で高齢者の外出機会の確保に取り組むこととしており、担当部署や関係機関としっかりと連携を図り、誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通の構築を図ってまいりたいと思います。

続けて、4つ目の御質問、グリーンスローモビリティなど、新たな交通モードへの展開について答弁いたします。

まず、グリーンスローモビリティは、議員御指摘のとおり、時速20キロメートル未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称です。導入により、地域が抱える様々な課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されています。国は人口減少化、高齢化のほか、地域の活性化や地球温暖化などの社会や地域の課題に対応していくため、議員御指摘のグリスロのほか、AIオンデマンド交通や超小型モビリティ、そして自動運転による交通サービスなどの推進を図っており、今後の公共交通の方向性といたしましては、地域の課題や目的に合ったより細やかな公共交通サービスを新たな交通モードやシステムを加え、展開していくものと思われまふ。府中町においても国の動向に留意し、新たな公共交通モードの展開についてはしっかりと検討、取り組んでまいりたいと考えています。

最後、5つ目の御質問、公共交通が福祉分野に与える影響を考慮し、交通と福祉を総合的に進めていくことについて、答弁いたします。

公共交通は、買物に行く、病院に行く、そしてあるいは通勤通学に使うなど、基本的には様々な目的を持って利用されます。府中町では、公共交通が充実しており、なかなか認識しづらい状況ですけれども、仮に公共交通が廃止されると、その目的を達成するための移動手段がなくなるため、各目的に対し、個別対応が必要となります。議員御指摘のとおり、公共交通があることで、交通分野以外の施策費用が節減され、社会全体で見たときに支出が抑制されることを公共交通の有する多面的な効果、これをクロスセクター効果といいます。府中町の公共交通と福祉分野との総合的な推進についてですが、現在町としましては、公共交通サービスの提供という面では、公共交通不便地域の解消ができれば充足されるものと考えております。しかし、議員御指摘のとおり、福祉分野に与える影響などを考慮し、将来にわたって、公共交通サービスの量と質を維持、確保していくことは重要であると考えております。その上で、タクシー利用を含め、日常生活において公共交通サービスを利用することにハードルが生じている方につきましては、福祉分野と連携を図り、そのハードルを解消していくことも必要であると考えています。

最後に、町では地域公共交通網形成計画に基づき、広島で一番「おでかけ」しやすいまちの構築を目指し、様々な課題に対しても公共交通協議会の場で話し合い、円滑な地域公共交通事業を推進してまいりたいと考えております。

8番二見議員からの2回目の質問に対する答弁は以上です。よろしく申し上げます。
○議長（益田芳子君） ここで、昼休憩といたします。

再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 引き続き、3回目の質問はございますか。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございました。今回の実証実験の期間中には、

緊急事態宣言や人と人との接触 8 割減を目標にして外出を抑制する取組がありましたし、約 2 年間の新型コロナウイルス感染拡大との闘いの中で、テレワークやステイホームといった家にいるということが習慣づいたところでもあり、大手公共交通機関でも乗客数は回復状況にあるものの、8 割経済が続くのではないかという予測もある中ですので、今回の実証実験につきましても利用者数が思うように増えないかもしれませんが、交通不便地域が解消されないということにつきましては、いずれ福祉の面での課題が発生してまいりますので、今回の実証実験については福祉の面というのもセットでね、捉えていただき、少し長い目で見て育てていただけますよう、また利用促進に苦慮している関係町内会の方に対しては最大限の協力をしていただくこと、先ほどね、ちょっと耳にしたんですが、利用したいけどちょうどいい時間に運行がないなんて声もありましたので、そのあたりも含めてね、町内会の方と協議調整をお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 8 番二見議員、3 回目の質問ありますか。

8 番二見議員。

○8 番（二見伸吾君） 交通の利便性が高い府中町の中の不便地域をどう減らし、なくしていくのか、答えは 1 つではないと思いますし、様々な施策を組み合わせることも必要だと思います。また、便利と不便は相対的な問題でもあり、中山間地ならば、不便と思われないような条件でも府中町では不便と感じ、便利になればなるほど不便と感じる水準が高くなるわけであります。さらに、若ければさほど不便な地域でなくても高齢化によって不便となっていくという問題もあります。今年の 6 月議会で質問しました立地適正化計画のように不便ならば便利なところへ引っ越せばよいという考え方もありますけれども、町民一人一人の交通権を保障し、どこに住んでいても人間らしい生活ができるようにすることが大切だと思います。引き続き、不便地域をなくするために多様な施策、公共交通モードを検討、実施することを要望して私の質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第 1 項、デマンドタクシーの試験運行の途中経過について、7 番山口議員、府中町における地域公共交通の現状と交通不便地域対策、8 番二見議員の質問を終わります。

続いて、建設関係第 2 項、歩道整備・道路の安全設備等の整備について、1 番川上議員の質問を行います。

1 番川上議員。

○1 番（川上翔一郎君） 1 番の川上翔一郎でございます。まずもって、一般質問の機会を頂き、益田議長、西山副議長はじめ、先輩同僚議員各位に心から感謝申し上げます。1 2 月定例会一般質問最後でもあり、今年最後の一般質問になります。もう少しお付き合いいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

歩道整備・道路の安全設備等の整備について。

道路は、社会、経済の活動を支える社会基盤として各時代のニーズに対応して常に改良が重ねられながら今日の姿を形成してきました。平成 26 年 8 月に実施した府中町第 4 次総合計画における 15 歳以上の住民 3,000 人を対象としたアンケート調査結果において、安全・安心の確保に関する意見の中でも交通安全施策の強化が多く挙げられています。そのような中、令和 3 年 6 月に千葉県八街市において、見通しのいい直線道路で下校中の児童の列にトラックが激突し、5 名が負傷するなど、通学路における痛ましい事故が後を絶ちません。車道と歩道が分離され、歩行者が歩道を歩行していれば防げた例であるのではないかと考えられます。

府中町内の主要な幹線道路は、車道と歩道が分離されており、そのほかの道路は横断歩道、停止線、区画線などで、車両等の運転者・歩行者への注意喚起のための整備を実施していただいておりますが、平成 30 年の豪雨で多くの車両が迂回したこと、また、災害復旧のための工事車両等の通行もあり、現在では注意喚起のための白線等が薄くなっている箇所も見受けられます。

また、高齢化が進む中、高齢者や障がい者、子ども等の交通弱者と言われる方々が歩道を通行する際、安全で安心できるような歩行者動線のバリアフリー化を進めていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、歩行者の安全確保の観点から通学路も含めた歩道整備、道路の安全設備等の整備について町の考えを伺います。答弁よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。1 番川上議員の歩道整備・道路の安全設備等の整備について御答弁いたします。

道路は、通勤、通学、買物等の日常生活の移動や、災害時等においては、救急救命、

救援物資の運搬を支える人々の命と暮らしを守る生命線としての役割も担っております。国土交通省においては、平成24年の登校中の児童等の列に自動車が突入する事故等を受けて通学路における交通安全の確保のため、緊急合同点検の実施や、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について継続的な取組を推進してきたところでございます。府中町においても東警察署、教育委員会、PTAと合同で通学路の安全点検の実施や町職員での定期的な道路の安全点検の実施により、危険と思われる箇所については随時、改良・補修を行っております。

議員御指摘のとおり、平成30年豪雨に起因して横断歩道、停止線、区画線などの白線が薄くなっている箇所もあり、区画線については、予算の範囲内で効率的に補修等を行い、また、横断歩道や停止線については交通管理者である東警察署と連携し、対応を行っているところでございます。

また、安全な歩道の確保についてですが、歩道が設置されていない区画道路に歩道を設置することは用地の確保の観点からも長期的なスパンで検討する必要があるため、現在、府中町では歩道の整備されていない幅員6メートル以内の町道について、区画線の設置やグリーンベルトの整備など視覚的に認識できる歩道の代替策等を行っております。

また、歩道のバリアフリー化については、新設道路、道路改良工事において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令に準拠した、道路の移動等円滑化ガイドラインに沿って整備を進めておりますが、既存道路においては、令和5年度にバリアフリー基本構想を策定する予定としております。

今後、この基本方針を定め、歩行者動線のバリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 答弁ありがとうございます。府中町における令和3年1月から10月末までの事故件数は人身事故47件、去年と比較してマイナス5件、負傷者数47名、去年と比較してマイナス10件であります。事故多発交差点は永田交差点、鶴江橋西詰交差点、府中大橋西詰交差点で、原因の多くは追突や巻き込み、追越し、

追い抜きであると東警察署から説明を受けております。危険と思われる箇所については、随時改良、補修を行っているとの答弁を頂きました。

そこで質問なのですが、区画線の設備やグリーンベルトなどの整備を行った直近の場所としては町内のどのあたりを施工されたか伺います。

また、今年9月15日19時頃、柳ヶ丘の住宅地で71歳の女性が車にはねられた死亡事故が発生しております。原因は前方不注意であります。この道は柳ヶ丘から県道府中海田線に抜ける坂道で、通勤や帰宅時間に車のスピードの出し過ぎなどで、住民の方から通学路でもあるため危ないという声も多々あります。今回残念なことに死亡事故が起きてしまいましたが、交通安全に関する啓発など、町としての考え、今後の対策をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。1番川上議員の2回目の質問、区画線の設置やグリーンベルトなどの整備を直近で行った場所について答弁いたします。

区画線の設置やグリーンベルトなどの整備につきましては、町内会長やPTAからの要望などを踏まえ、東警察署と連携しながら限られた予算内で施工しております。

直近で施工した場所ですが、区画線につきましては、今年度新規に浜田三丁目において県道府中海田線の南側に接続する町道浜田22号線に延長約50メートル設置しました。グリーンベルトにつきましては、令和2年度に茂陰二丁目において町道府中茂陰線の茂陰ポンプ場前付近に延長約35メートルを整備しました。また、今年度山田三丁目において東地区センター前から町道御衣尾永田線までの町道山田17号線に車両の速度を抑制するための路面標示を整備しております。

事故が起こった路線につきましては、東警察署と連携し、再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

1番川上議員からの御質問、交通安全に関する啓発など、町としての考え、今後の対策について私のほうから答弁いたします。

府中町では、高齢者の夜間事故防止を目的としたシルバーナイトスクールを実施し

ております。これは高齢者を対象とした参加体験実践型の交通安全教育として夜間に実施するものでありまして、実際に車のライトを当てるなどして、反射材の効果や服装の色の違いによる視認性の違いについて確認を行うなどして、交通事故防止を呼びかけるものでございます。また、春・夏・秋・年末の交通安全週間に合わせ、向洋駅やイオンモール広島府中での街頭キャンペーンや町内各所に交通安全を呼びかけるのぼりの掲出、広報ふちゅうやつばきバスモニターへ交通安全週間である旨の告知なども併せて行っております。最近ではコロナウイルス感染症拡大防止のため、シルバーナイトスクールや街頭キャンペーンについては実施することが難しい状況であります。今後は感染状況を勘案し、積極的に交通安全啓発を行ってまいります。

答弁は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問でございますか。

1 番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 答弁ありがとうございます。府中町においても歩行者の安全確保のための道路整備、維持管理等を行っていただいていることが分かり、安心しました。また、交通安全に関する啓発活動も積極的に行われているということなので、今後も継続していただきたいと考えます。また、事故が起こった路線について東署と連携し、再発防止に取り組んでいただけるということなので、これもですね、少しでも早く再発防止に取り組んでいただけることをひとつ要望してお願いをしておきます。

道路のバリアフリー化については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令に基づいて令和5年度に策定されるバリアフリー基本構想の中で安心・安全な歩行者空間の確保ができるよう、しっかりと検討していただくよう要望して終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、歩道整備・道路の安全設備等の整備について、1番川上議員の質問を終わります。

以上で建設関係の質問を終わります。

よって日程第2、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第3、町長報告を行います。

報告第16号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第16号 令和3年12月21日提出。

専決処分の報告について。

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年12月14日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は建設部長が行います。よろしくをお願いします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。報告第16号、専決処分の報告について、補足説明いたします。

当該専決処分は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について第2項に規定する、地方自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が100万円以下のものの和解に関することであることから、同法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

専決処分の内容の説明に入る前に、これまでの経緯等について説明いたします。

本件は、平成30年10月15日または16日午後10時頃、柳ヶ丘51番25号地先の当該道路整備工事箇所を原告が自家用車で通過した際に、巻き上げられた碎石が車体に衝突し、道路上のマンホールにタイヤが接触し、車両が損傷したとするものです。当該損傷は、工事請負業者のミヤケ工業が、工事で舗装を剥がした際に、碎石の除去や、突き出たマンホールの周囲に、なだらかな舗装を行うなど、通行する車両に影響がないようにするための措置を行わなかったこと。また、工事発注者の府中町が、道路管理者としての管理を怠ったことにより発生したものであり、原告が負った損害を賠償する責任があるとするものでございます。これに対し、被告ミヤケ工業、本町の主張は、平成30年10月15日に当該道路の仮舗装に併せて、マンホールの段差をアスファルトでスロープ上に擦り付けている状態であり、現場は適切に仮舗装

され、道路管理者としても管理上問題ないとするものでございました。

本件につきましては、令和2年1月21日の広島簡易裁判所での第1回口頭弁論後、第4回からは地方裁判所に移送され、令和3年9月7日の第11回口頭弁論を経て、令和3年11月12日の証人尋問後に裁判所から和解案が提示され、令和3年12月16日に和解が成立いたしました。

それでは、専決処分の内容を説明いたします。

1 当事者、2 事件名は記載のとおりでございます。3 係属裁判所は広島地方裁判所です。最後に和解条項ですが、記載のとおり6項目ございます。(1) 被告ミヤケ工業は、原告に対し、本件解決金として、既支払金を除き、3万円の支払い義務があることを認める。(2) 被告ミヤケ工業は、原告に対し、前項の金員を、令和4年1月16日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告ミヤケ工業の負担とする。(3) 原告は、その余の請求を放棄する。(4) 原告及び被告ミヤケ工業は、原告と被告ミヤケ工業との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。(5) 原告及び被告府中町は、原告と被告府中町との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 和解条項の第1項で被告は原告に対し、本件の解決金として既払い金、既を除くとありますが、この既払い金というのは幾らですか。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長でございます。既払い金は見舞金として5万円ございました。これは被告のミヤケ工業のほうを支払っています。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

11 番寺尾議員。

○11 番（寺尾光司君） もうちょっと詳しく教えてほしいんですが、相手方は町と業者に対して道路管理上工事上瑕疵があったということで請求されて、それで業者側の

ほうからある程度見舞金をお支払いして終わるということでしょうけれど、府中町としては道路管理の瑕疵はないということで主張していたということですが、この和解条項に当たって、町としての瑕疵というのは特に、書いてあるとおりというふうに理解して特に瑕疵については争われなかったというふうに理解していいのかどうか、その辺ちょっと町としての瑕疵と、それと町として特に費用の負担がなかったのかという、裁判費用について云々というのがあるんですけど、町としての費用負担があったかというのを2点お伺いします。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長でございます。本町の瑕疵はございませんでした。裁判費用につきましては、当町が契約しておる全国町村会総合賠償補償保険のほうの保険対象となることから、本町の負担はございません。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 保険の対象になっている、保険から支払われるという説明ですかね。保険で支払っても一応金額的には示さなきゃいけないのじゃなかったかな。交通事故の場合は保険会社が払うとしてもその金額は和解の中に出てきたと思うんで、ちょっとその金額についてもう一度説明をお願いします。

○都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長でございます。弁護士費用についてはまだ確定はしていませんけれども、着手金が11万円、今、成功報酬として恐らく11万円、事務費1万円となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、町長報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第4、第58号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第8号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第58号議案。令和3年12月21日提出。

令和3年度府中町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度府中町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億2,982万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218億2,808万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。第58号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第8号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

6ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金は、5億6,950万円の増額補正、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金は1,531万8,000円の増額補正です。非課税世帯等への1世帯当たり10万円の給付にかかる、給付費と事務費の補助金で、歳出、民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業及び職員給与費事業（社会福祉総務費）の特定財源です。補助率は10分の10です。

続いて、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金は、4億4,420万円の増額補正、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金は80万5,000円の増額補正です。子育て世帯への子供1人当たり10万円の給付のうち、2回目の

5万円の給付に係る、給付費と事務費の補助金で、歳出、民生費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業及び職員給与費事業（児童措置費）の特定財源です。補助率は10分の10です。

7ページから歳出です。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、職員給与費事業（社会福祉総務費）は、85万2,000円の増額補正、次の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、5億8,396万6,000円の増額補正です。11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を支給することとなったことを受けて、必要な事業費を計上するものです。支給対象と推定される5,895世帯のうち、年度内に支給が見込まれる5,695世帯分の住民税非課税世帯等臨時特別給付金5億6,950万円及び、システム構築等委託料や振込手数料、職員の時間外勤務手当等の事務費を計上しています。特定財源として、国庫補助金が全額充当されます。なお、令和3年度住民税非課税世帯に対しては、準備が整い次第振込口座等の確認書を発送し、確認書の返送があったものから、随時支給を行う予定です。

8ページです。

項 児童福祉費、目 児童措置費、職員給与費事業（児童措置費）は、23万6,000円の増額補正、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、4億4,476万9,000円の増額補正です。当事業は、子育て世帯に対し子ども1人当たり10万円を給付する国の施策ですが、当初は5万円を年内に先行給付し、残りの5万円はクーポン券等で給付することとされておりましたが、その後、自治体の実情に応じ、現金10万円での一括給付も可能となったものです。5万円の先行給付分については、先日御承認いただきました、専決処分の一般会計補正予算（第6号）で予算措置しておりますが、残り5万円の給付分について、給付金と必要な事務費を合わせて計上するものです。子育て世帯への臨時特別給付金は、専決処分と同様、8,884人分の4億4,420万円、また事務費として通信運搬費や職員の時間外勤務手当等を計上しています。特定財源として、国庫補助金が全額充当されます。

なお、公務員等を除く児童手当受給世帯に対しては、専決処分した一般会計補正予

算（第6号）分と合計して、一括して10万円を、12月24日に振り込む予定としております。

次に、第2条 債務負担行為の補正について、第2表 債務負担行為補正により御説明します。

3ページを御覧ください。

追加です。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業運営業務委託料は、さきに御説明しました住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る各種受付や申請書類等の発送、コールセンター業務など、事業運営の業務を委託するものです。事業完了が令和4年4月以降となるため、債務負担行為を設定します。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は1,680万3,000円です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。

まず、7ページについて質疑ございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番二見です。住民税非課税世帯の臨時特別給付金がね、支給が決まったということで喜ばしいと思うんですけども、ちょっとよくある3,895世帯という数字は私の聞き間違い。ごめんなさい、5,695世帯でそれが申込みが年内で、支給されるのは申し込んでそれから手続に入るので、最短でどのくらい。年内の支給が可能なのか、それとも年を越してしまうことなのか。それは受ける人が出るのが遅ければ遅くなるんですけども、その辺がどういうふうになるのかということをお尋ねします。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。支給につきましては、確認書の返送いただいてからおおむね2週間を考えております。先日申し上げましたように、国からまだ詳しい案内が来ておりません。それが分かり次第、システム改修などを行いまして、確認書を発送させていただく予定としております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 8番二見議員。

○ 8 番（二見伸吾君） 確認なんですけど。ですから、現時点では予算を町としては確保しておくということで、支給についての具体的な作業はまだ今日の段階で何も決まっていないう、そういう理解でよろしいですか。

○ 議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○ 福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。事務の準備がございまして、受付や申請書の処理をしていただく業者とかの契約を進めていく中で予算が必要となりますので、先に予算のほうを計上させていただいております。

以上です。

○ 議長（益田芳子君） よろしいですか。

8 番二見議員。

○ 8 番（二見伸吾君） 二見です。事実上年内は厳しいってことですよね。どう考えても。今は何も決まっていないうことは。

○ 議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○ 福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。この 1 2 月末までには難しいので、年度内に早く申請していただいた方には年度内に支給ができると考えております。

以上です。

○ 議長（益田芳子君） ほかにございますか。

1 1 番寺尾議員。

○ 1 1 番（寺尾光司君） ちょっと単純に 1 つ職員給与費事業のところへ 7 ページのほうは扶養手当等と書いてあって、ちょっと次のページ飛んで悪いんですが、8 ページのほうは時間外手当って書いてあるんですけど、何か扶養手当等は時間外手当じゃないんかどうかいのをちょっと確認をしたいのが 1 点と、あと、住民税非課税世帯への臨時給付金事業の補正ということですが、ちょっと気になるのが、住民税非課税世帯等というような等が入っておるんです。その等の部分はどういう世帯が対象になるのかというのをちょっと教えていただきたい。通常住民税非課税世帯だけということならばもう分かっておることなんで、プッシュ型という表現がいいんかどうかわからないんですけど、口座番号教えてもらってすぐ払えばいいんじゃないかなと思うんですけど、実際さっきの説明によると、この 3 月までに支給が終えないことで予算を組んでいるという言い方ですので、何か 2, 0 0 0 世帯分は次年分の予算に上げる、それと

か事務経費については債務負担行為に上げているということなんで、どうも3月いっぱいには全部の作業が終わらないというようなふうに読めたんで、その辺の支給対象者の関係があるのかなと思ったりするんで、どういう人らがあるのかということと、あともう一つちょっとシステムの構築費が1,000万というのがちょっと大きいような気がして、今回これ1回限りの給付だと思うんで、この1,000万以上のシステム構築がかかるというのはちょっとどういう理由があるのかなというのをちょっと内容教えていただきたい。ちょっと3点ほど。

○議長（益田芳子君） 財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財務部次長です。まず寺尾議員の御質問の中にあつた扶養手当等々、その次のページには時間外手当、時間外勤務手当等という表記なんですけども、この表記の問題については既にこちらにも認識していたところでありまして、御指摘のとおりちょっと分かりにくい内容となっているんですけども、これは内部的な事情からいいますと、実は当初予算で計上があつたかそれとも当初になかつたものでこういう形になっているとかあるんですけども、今回の中身でいえば全部時間外勤務手当です。今年度の途中からの修正ではさらに誤解を招くおそれがあるということで、来年度から統一した表記に修正するよう予定していたところでした。以上です。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。

2点目の御質問であつた、住民税非課税世帯等の等なんですけど、家計急変世帯が対象となっております。具体的には令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入に12か月を乗じた1年間の収入額が非課税相当である世帯ということになっております。この方たちについては、手挙げ方式で申請をしていただき、所得について判定をさせていただいてから支給ということになっております。

それから、システム構築の費用が高額となっている点ですが、昨年の特別定額給付金のシステム改修などを参考にしておるんですけど、今回については昨年に比べて非課税世帯等の関係で住民基本台帳と税情報とそれからプッシュ型で昨年度の特別定額給付金の口座のほう確認書に印字をして確認をしていただくという形を取らせてもらうため、様々な連携が必要となり、高額となっております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） その等の部分で、それとか急変した課税されててもその後の事情により所得が急変して同等な世帯については対象になるということですが、非課税世帯については通知を出されるということだと思っておりますが、それ以外の方は急変世帯については手挙げ方式という説明をされましたが、具体的にはどのような周知をされようとしているのかというのをちょっと教えていただきたいということ。

それと、システムについては今回はもう一旦口座は以前出されたものがあるので、それを打ち出しして一応確認をするという意味で連携をするということなんで、ちょっと丁寧な仕事になったのかなというふうに思いますんで、それは理解します。ちょっとその手挙げ方式の周知の方法をどうするのかというのを教えてください。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。

周知の方法につきましては、広報やホームページなどで周知をしております。あと、家計急変の世帯は社会福祉協議会等に御相談をされているところがありますので、そういった方々への周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。補足して御説明します。

支給対象世帯と推定される5,895世帯のうち、住民税非課税世帯等が5,695世帯と申し上げました。200世帯ほど差があるんですけども、その差の分は来年度予算で予算措置をする予定としております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

なければ、次に8ページで質疑を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

6ページの歳入について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に戻りまして、3ページの第2表 債務負担行為補正について質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第5、議員提出第5号議案、義務教育の発展に向けてICT専門員による学習活動支援策充実を求める意見書を議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。

よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第6、議員提出第6号議案、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書を議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。

よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 12月定例会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会は去る17日から本日まで5日間でありましたが、追加の専決処分の報告、補正予算を提出いたしまして、合計16件の議題、皆様の熱心な御審議をいただきまして、全てお認めいただきました。お礼を申し上げます。

御審議での御意見に対しまして、真摯に受け止める中で、お認めいただいた施策は着実に実施してまいりたいと思っております。また、15件の一般質問では、貴重な御提言も頂いたところでありまして、これらの御意見、提言等を念頭に緊張感を持って町行政の執行に当たってまいりたいと思います。

昨年に続きまして、新型コロナウイルス感染症に翻弄される1年でしたが、町民の皆様には感染防止対策を敢行いただきまして、またワクチン接種も一定程度進みまして、国内的には一定の落ち着きを見せているところでございます。ただ、世界的にはオミクロンの感染が拡大しており、今後国内での感染拡大も否定できないところでありまして、医療体制の一層の整備や3回目のワクチン接種の推進などを進めるとともに、国民、町民、皆様も感染拡大防止のための行動をお願いしたいというふうに思います。

今年もあと本日を入れまして残すところ11日でございます。皆様方も健康に留意されまして、お元気で新しい年をお迎えいただきますよう祈念いたしまして、定例会閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） これをもちまして、令和3年第6回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。閉会。

（閉会 午後 1時52分）